

平成23年第1回北信広域連合議会定例会会議録（第1号）

北信広域連合告示 第1号

平成23年2月8日（火） 中野市豊田支所大会議室に開く。

平成23年2月8日（火） 午前10時開議

○ 議事日程（第1号）

- 1 開 会
- 2 仮議席の指定
- 3 議 第1号 議長選挙
- 4 議席の指定
- 5 会議録署名議員の指名
- 6 会期等の決定
- 7 議案第 1号 平成23年度北信広域連合一般会計予算
- 8 議案第 2号 平成23年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計予算
- 9 議案第 3号 平成23年度北信広域連合特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算
- 10 議案第 4号 平成23年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算
- 11 議案第 5号 平成23年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算
- 12 議案第 6号 平成23年度北信広域連合養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算
- 13 議案第 7号 平成23年度北信広域連合特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計予算
- 14 議案第 8号 平成23年度北信広域連合特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計予算
- 15 議案第 9号 平成23年度北信広域連合特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計予算

16 議案第10号 北信広域連合公平委員会委員の選任の同意について

- 本日の会議に付した事件 ……… 議事日程に同じ
-

- 出席議員 次のとおり（22名）

1番 江田宏子 議員	12番 水野英夫 議員
2番 荻原 勉 議員	13番 橋田君子 議員
3番 大 裕 多賀男 議員	14番 竹内 卯太郎 議員
4番 洪川 芳三 議員	15番 渡辺 正男 議員
5番 小泉 俊一 議員	17番 青木 豊一 議員
6番 竹井 政志 議員	18番 赤津 安正 議員
7番 沢田 一男 議員	19番 久保田 三代 議員
8番 石澤 正 議員	20番 湯本 悦生 議員
9番 水野 晴光 議員	21番 山本 一二三 議員
10番 湯本 隆英 議員	22番 山岸 國廣 議員
11番 町田 博文 議員	23番 久保田 幸治 議員

- 欠席議員 次のとおり

16番 高木 尚史 議員

- 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 次のとおり

事務局 長	小林 俊幸	主 任	藤木 紀行
事務局次長補佐兼総務係長	保科 篤	主 査	中村 徹
保険福祉係長	徳竹 彰彦		

- 説明のため議場に出席した者の職氏名 次のとおり

広域連合長	小田切 治世	幹 事	徳竹 信治
副広域連合長	足立 正則	幹 事	小林 広明
副広域連合長	竹節 義孝	幹 事	小林 誠
副広域連合長	芳川 修二	幹 事	保坂 眞一

副広域連合長	富井俊雄	事務局次長	金井晃
副広域連合長(代)	斎藤家富	望岳荘施設長	関達夫
監査委員	平野英孝	高社寮施設長	丸山正光
副管理者	高嶋俊郎	千曲荘施設長	町井和夫
会計管理者	本藤善明	いで湯の里施設長	塚田一男
幹事	青木正	菜の花苑施設長	片塩義昭
幹事	村山芳弘	ふるさと苑施設長	上野豊吉

(開議) (午前10時00分)

(開会に先立ち、小林事務局長が本日の出席議員数及び説明のために出席した者の職名を報告する。)

1 開会

副議長(山岸國廣君) ただいま報告のとおり、出席議員が定足数に達しておりますから、本議会は成立いたしました。

これより平成23年第1回北信広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程第1号のとおりでありますから、ご了承願います。

この際、日程に入る前に報告事項を申し上げます。平成22年11月21日執行の飯山市議会議員選挙により、飯山市議会より新たに広域連合議会議員に5名の議員が選出されました。なお、ここで新しく広域連合議会議員に選出された方をご紹介します。

飯山市議会から、渋川芳三議員、竹井政志議員、水野晴光議員、水野英夫議員、久保田幸治議員、以上でございます。

2 仮議席の指定

副議長(山岸國廣君) 日程2、この際議事の進行上、新しく議員になられました方々について、仮議席を指定し、あわせて議席の整理をいたします。

仮議席はただいま着席の議席を指定いたします。

副議長(山岸國廣君) ここで、広域連合長からあいさつがあります。

小田切広域連合長。

(広域連合長 小田切治世君 登壇)

広域連合長(小田切治世君) 本日ここに、平成23年第1回北信広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、ご出席いただきまして、厚くお礼申し上げます。

この冬は、年末までの暖冬小雪傾向から、一転して、例年以上に寒い冬となっております、特に雪の降り方は、この地域の生活や経済へ与える影響も大きいことから、災害が起きない程度の、この地域らしい天候を願うものであります。

さて、当連合の平成22年度事業の執行状況であります。厳しい財政事情の中、各構成市町村及び関係各位の協力を得ながら、老人ホーム入所者の処遇等、適正な施設運営に努め、必要な施設の改修など、ほぼ順調に事務事業が執行できていると考えております。

今後とも施設運営に当たりましては、経費節減に努めながら、入所者やその家族の皆さんの立場に立った、よりきめ細やかな介護サービスの提供ができるよう、努めてまいりたいと考えております。

次に、特別養護老人ホーム新設につきましては、昨年12月13日から本年1月14日までの間に、事業者の募集を行った結果、5事業者から参加表明がありました。今後の予定としましては、3月中旬に事業者選定のための選考委員会を開催し、本年度末までには正副連合長会議において設置事業者を決定してまいりたいと考えております。

本議会におきまして、議案として上程しております平成23年度予算について申し上げます。市町村財政の逼迫した中、健全財政の堅持を図り、さらなるサービスに取り組むべく、限られた予算の範囲で最大の効果が上げられるよう、有効に配分させていただき、よりよい事業成果となるよう、予算編成をさせていただきました。予算編成の細部につきましては、各議案の中でご説明申し上げますが、今後とも経費節減に努め、効果的かつ効率的な財政運営を図っていくとともに、サービスの向上に全力で取り組み、北信地域の福祉増進及び地域振興のため努力してまいりたいと考えております。議員各位におかれましては、より一層の格別なご理解、ご協力をお願い申し上げます。

本日提案いたします議案は、新年度予算案9件、人事案1件の合計10件であります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます、あいさつといたします。

3 議 第1号 議長選挙

副議長(山岸國廣君) 日程3、議第1号 議長選挙についてを議題といたします。

議長につきましては、飯山市議会議員選挙に伴い、空席となっております。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(山岸國廣君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法につきましては、指名推選によることに決しました。

指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(山岸國廣君) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

議長に久保田幸治議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました久保田幸治議員を、議長の当選人として定めるにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(山岸國廣君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました久保田幸治議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました久保田幸治議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

この際、久保田幸治議員のあいさつをお願いいたします。

久保田幸治議員。

(議長 久保田幸治君 登壇)

議長(久保田幸治君) 今、皆さんにご指名、ご推選をいただいた飯山市議会の久保田幸治であります。よろしくお願ひしたいと思います。

もともと浅学非才な自分でございますが、公平、公正な議会運営に努めたいと思いますので、皆さんの格段なご指導と、ご協力をお願いしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

副議長(山岸國廣君) ありがとうございます。ここで議長を交代いたします。

(議長 交代)

議長(久保田幸治君) 議長を交代いたしました。

4 議席の指定

議長（久保田幸治君） 日程4、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条の規定により、議長において指定いたします。

議員の氏名とその議席の番号を、事務局長に朗読させます。

（事務局長、議員氏名と議席番号を朗読）

5 会議録署名議員の指名

議長（久保田幸治君） 日程5、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、

第8番 石澤正 議員

第9番 水野晴光 議員

を指名いたします。

6 会期等の決定

平成23年第1回北信広域連合議会定例会運営日程（案）

会期：平成23年2月 8日（火）～

2月14日（月）

月 日	曜日	時 間	会 議	摘 要
2月 8日	火	午前10時	本会議	開会、仮議席の指定、議長選挙、会議録署名議員の指名、会期等の決定、議案提案説明
9日	水		休 会	議案審査のため
10日	木		〃	議案審査のため
11日	金		〃	祝日のため
12日	土		〃	土曜日のため
13日	日		〃	日曜日のため
14日	月	午後2時	本会議	議案質疑、一般質問、討論、採決、閉会

議長（久保田幸治君） 日程6、会期等の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期については、お手元に配付いたしました平成23年第1回北信広域連合議会定例会運営日程（案）のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（久保田幸治君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期については、運営日程（案）のとおりと決しました。

なお、監査委員から報告のありました定期監査の結果は、事前にお手元に配付してありますので、ご了承願います。

議事に入る前に、以降、議案の「北信広域連合」の部分については、省略をさせていただきますので、ご了承願います。

7 議案第 1号 平成23年度北信広域連合一般会計予算

議長（久保田幸治君） 日程7、議案第1号 平成23年度一般会計予算を議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

小田切広域連合長。

（広域連合長 小田切治世君 登壇）

広域連合長（小田切治世君） それでは、議案第1号 平成23年度一般会計予算についてご説明申し上げます。

なお、私からは骨格のみとさせていただきます。内容につきましては、事務局次長から説明させていただきますので、ご了承お願いいたします。

本案の予算総額は、昨年度より1億6千119万9,000円増の3億4,825万4,000円でございます。

歳入については、1款市町村及び一部事務組合からいただく分担金及び負担金、2億1,425万円を計上いたしました。

3款繰入金では、特別会計からの繰り入れとして1億2,393万8,000円を計上いたしました。

続いて、歳出について説明いたします。

2款総務費では、1億2,880万円を計上いたしました。管理費等広域連合を運営していく経費であります。

3款民生費では、要介護認定業務に伴う予算など4,490万9,000円を計上いたし

ました。

4款衛生費では、3,373万1,000円を計上いたしました。

5款公債費につきましては、老人ホーム建設に係る起債償還金として、1億6,515万円を計上いたしました。

なお、資料といたしまして、主要事業の概要をまとめた「主要施策概要説明書」を事前にお配りしておりますので、参考にご覧いただきたいと存じます。

また、冒頭申し上げましたとおり、主な詳細につきましては、事務局次長から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。よろしくご審議をお願いします。

議長（久保田幸治君） 続いて、事務局次長において、本案の補足説明がありましたら、お願いします。

（事務局次長 挙手）

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） 連合長説明に補足をいたしまして、最初に、事務局から説明をさせていただきます。

まず、議案第1号 平成23年度一般会計予算についてでございますが、お手元の予算書に基づきましてご説明申し上げます。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。予算書の6ページをご覧ください。

1款分担金及び負担金関係につきましては、1項分担金の1目市町村分担金が経常経費分担金の中の一般管理費増などに伴いまして、前年度に比較して231万9,000円の増、2目の公平委員会分担金は、昨年比べ3万4,000円の増であり、2項負担金と合わせ、合計239万3,000円の増となっております。

2款財産収入につきましては、1項財産運用収入が一般会計と特別会計の繰入金、繰出金の計上数値を精査した結果、235万5,000円の減額となっております。前年度の予算書では、望岳荘への貸付利子分が財産収入として計上され、一般会計の繰入金と特別会計の繰出金の金額に違いが生じておりました。本予算書では、繰入金と繰出金の計上数値を同じくし、一般会計と特別会計の繰入金、繰出金をわかりやすくするために変更しておりますので、申し添えさせていただきます。

3款繰入金につきましては、各施設の特別会計から施設管理運営を担当する事務局2人分の人件費分と施設の起債償還分、応援しているふるさと苑の起債償還分、公平委員会分担金を繰り入れするものでございます。

続きまして、歳出の関係ですが、10ページをご覧ください。

1款1項議会費58万4,000円ではありますが、議員報酬、議事録編集委託料等がございます。

次に、11ページをお願いします。2款総務費の中の1項総務管理費のうち1目の一般管理費の内容は人件費等であり、主に職員8人分の給料、職員手当等、共済費増などに伴いまして、前年度に比較して405万3,000円の増となっております。

14ページの2目の企画費2,390万9,000円は、広域観光推進事業や、16ページにいきまして、25節積立金1,831万5,000円は、一般会計へ繰り入れした望岳荘建設事業貸付元金返還分を基金へ積み立てするものであります。

なお、地域振興基金による運用益1,027万1,000円のうち504万6,000円を、この広域観光事業等に充当しております。

次に、2項選挙費7万2,000円ではありますが、選挙管理委員会定例会の運営費であります。

3項監査委員会費は、毎月の出納検査、定期監査、決算審査などにかかわるものであります。

17ページにいきまして、4項公平委員会費129万9,000円ですが、年4回の定例会の運営費等がございます。

19ページにいきまして、3款民生費の1項社会福祉費4,490万9,000円ではありますが、1目介護保険総務費としましては、事務局職員の人件費等であります。

21ページにいきまして、2目介護認定審査会費は、年間146回の開催を予定している審査会の委員報酬、要介護認定支援システムの保守点検及び借上料等が主な内容であります。なお、地域振興基金による運用益1,027万1,000円のうち、522万5,000円をこの審査会費に充当しております。

3目入所判定委員会費6万円は、養護老人ホームの入所要否の判定会議の開催運営費でございます。

22ページにいきまして、4目老人福祉費は、施設建設の際の借入金返済に係る会計間移動分でございます。

5目入所検討委員会費は、特養ホームの入所順位を決定する会議の開催経費であります。

6目障害程度区分認定審査会費は、年間12回の開催経費であります。

23ページにいきまして、4款衛生費1項保健衛生費3,373万1,000円は、病院

群輪番制病院運営事業補助金として、北信総合病院、飯山赤十字病院へ補助を予定しております。

5款公債費は、施設建設の際の起債償還分の元金と利子であります。なお、以上申し上げました概要につきましては、お手元の主要施策概要説明書の1、2ページに記載してございますので、ご覧をいただければと思います。

一般会計の補足説明は、以上でございます。

議長（久保田幸治君） 以上で事務局次長の補足説明を終わります。

-
- 8 議案第 2号 平成23年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計予算
 - 9 議案第 3号 平成23年度北信広域連合特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算
 - 10 議案第 4号 平成23年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算
 - 11 議案第 5号 平成23年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算
 - 12 議案第 6号 平成23年度北信広域連合養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算
 - 13 議案第 7号 平成23年度北信広域連合特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計
予算
 - 14 議案第 8号 平成23年度北信広域連合特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計
予算
 - 15 議案第 9号 平成23年度北信広域連合特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計
予算

議長（久保田幸治君） 日程8、議案第2号平成23年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計予算から、日程15、議案第9号 平成23年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計予算までの8議案を一括して議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

小田切広域連合長。

（広域連合長 小田切治世君 登壇）

広域連合長（小田切治世君） 議案第2号から議案第9号までの老人ホーム特別会計に関しまして、各施設に共通する事項についてご説明申し上げます。

関係市町村の負担軽減を図るため、施設建設時の起債償還分を、各事業特別会計で継続して支出することといたしました。なお、菜の花苑事業特別会計については、起債借入時の経緯もあり、従来どおり市町村分担金でお願いしてございます。

次に、介護職員の処遇改善であります。平成23年度も県の介護職員処遇改善交付金を活用することとしております。

また、施設利用者の居室生活充実の面から、必要な介護、医療用備品の更新・購入、施設の管理運営面では、各所改修工事、地上デジタル放送対応テレビ購入、スプリンクラー設置工事などを予定しております。

今後とも、施設利用者の利便性の向上、介護福祉サービスの充実に向け、施設整備、態勢強化、職員研修等を健全経営の範囲内で図ってまいりたい所存であります。

次に、各施設の特別会計について説明申し上げます。

議案第2号 平成23年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計予算について申し上げます。

本案は、望岳荘の施設利用者90人及び短期入所施設6床分の処遇に係るもので、予算総額は、昨年度より138万円減の4億759万7,000円であります。

次に、議案第3号 平成23年度特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算について申し上げます。

本案は、老人ホーム高社寮のうち、特別養護老人ホーム利用者70人及び短期入所施設6床分の処遇に係るもので、予算総額は、昨年度より4,131万1,000円増の3億6,371万1,000円あります。

次に、議案第4号 平成23年度養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算について申し上げます。

本案は、老人ホーム高社寮のうち、養護老人ホーム利用者50人の処遇に係るもので、予算総額は、昨年度より519万4,000円増の1億4,080万8,000円あります。

次に、議案第5号 平成23年度特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算について申し上げます。

本案は、老人ホーム千曲荘のうち、特別養護老人ホーム利用者60人及び短期入所施設6床分の処遇に係るもので、予算総額は、昨年度より3,995万3,000円増の3億2,123万4,000円あります。

次に、議案第6号 平成23年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算について申し上げます。

本案は、老人ホーム千曲荘のうち、養護老人ホーム利用者50人の処遇に係るもので、予算総額は、昨年度より2,703万9,000円増の1億5,914万1,000円あり

ます。

次に、議案第7号 平成23年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計予算について申し上げます。

本案は、いで湯の里の施設利用者70人及び短期入所施設10床分の処遇に係るもので、予算総額は、昨年度より2,844万円増の3億8,468万円であります。

次に、議案第8号 平成23年度特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計予算について申し上げます。

本案は、菜の花苑の施設利用者60人及び短期入所施設10床分の処遇に係るもので、予算総額は、昨年度より304万5,000円増の3億417万5,000円であります。

次に、議案第9号 平成23年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計予算について申し上げます。

本案は、ふるさと苑の施設利用者70人及び短期入所施設5床分の処遇に係るもので、予算総額は、昨年度より186万4,000円増の3億2,144万4,000円であります。

以上、8議案につきまして一括ご説明申し上げました。

冒頭申し上げたとおり、各会計の主な詳細につきましては、各施設長から補足説明させますので、よろしく願いいたします。

よろしくご審議をお願いいたします。以上です。

議長（久保田幸治君） 続いて、各施設長において、本案の補足説明がありましたらお願いいたします。

（望岳荘施設長 挙手）

議長（久保田幸治君） 望岳荘施設長。

望岳荘施設長（関 達夫君） それでは、第2号議案 平成23年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計についてご説明申し上げます。

予算書の35ページをご覧いただきたいと思います。歳入歳出予算書の予算の総額は4億759万7,000円です。

新年度予算につきましては、まず第一に利用者の安全の確保、生活環境への改善に努め、サービスの向上と利用者の日常生活、余暇活動の充実を図ってまいりたいと思います。そのことを基本に編成を行いました。

収入においては、利用率の向上と、支出については経費の適正使用により、健全運営に努めてまいりたいと思います。

それでは、歳入についてご説明を申し上げます。予算書の40ページをご覧いただきたいと思っております。

1款分担金及び負担金3億9,092万7,000円であります。前年度に比較して、240万8,000円の増であります。一般利用者、短期利用者の保険者利用者負担金であります。また、稼働日数がうるう年に伴いまして、1日増に伴うことと、入所者の介護度の変化に伴う増額でございます。

2款県支出金818万5,000円あります。内容は、介護職員処遇改善事業交付金で、交付金の対象が10月から12月になることによる増額であります。

3款財産収入、4款寄附金については、ご覧いただきたいと思っております。

42ページをお願いいたします。5款繰越金は600万円あります。前年比400万円の減です。

6款諸収入は119万7,000円で、認定調査委託料、職員食事代ほかであります。

次に、支出についてご説明申し上げます。予算書の43ページをお願いいたします。

1款民生費1項特別養護老人ホーム事業費3億8,995万8,000円について申し上げます。1目の施設総務費におきましては、総額3億820万5,000円で正規職員32名、嘱託職員20名、臨時職員17名の人件費関係、及び45ページ28節の一般会計繰出金であります。内容は施設借入金の償還金3億3,140万円、ふるさと苑起債償還金857万円が主なものであります。

同じページ、2目施設管理費であります。施設運営にかかわる費用であり、総額1,263万9,000円を計上いたしました。11節の需用費の消耗品費、修繕費、12節役務費保険料手数料、18節備品購入のテレビなどがございます。

49ページをお願いいたします。3目施設生活費は、施設利用者の居室生活に係る費用として、総額6,690万8,000円を計上いたしました。施設嘱託医報酬、11節需用費、光熱水費、食事材料費及び18節備品購入で、電動ベッド購入などが主なものでございます。

50ページをお願いいたします。4目保健衛生費では、総額220万6,000円で、医薬材料費、入所者の健康管理検査の手数料などが主なものでございます。

2款公債費はございません。

3款諸支出金1,662万5,000円あります。財政調整で積み立てた基金を予定しております。

予備費は昨年と同じ金額であります。

53ページから60ページは、参考資料でございます。

ただいま申し上げました概要につきまして、お手元にお渡しの主要施策の概要説明書3ページに記載してございますので、ご覧をいただければと思います。

以上でございます。

(高社寮施設長 挙手)

議長(久保田幸治君) 次に、高社寮施設長。

高社寮施設長(丸山正光君) 議案第3号 平成23年度特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算についてご説明をいたします。

予算書の61ページをご覧いただきたいと思います。歳入歳出予算の総額は、3億6,371万1,000円であります。

歳入についてご説明をいたします。66ページをご覧ください。

1款分担金及び負担金1項負担金の1目一般利用者負担金では、2億7,852万円で、前年度と比較いたしますと73万9,000円の減であります。これは利用者の介護度の区分変更が主な要因でございます。

2款県支出金では、介護職員処遇改善事業交付金641万4,000円を計上いたしました。

5款繰入金では、スプリンクラー設置工事等のため、財政調整基金繰入金で4,158万6,000円を計上いたしました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。69ページをお願いいたします。

1款民生費1項特別養護老人ホーム事業費の1目施設総務費につきましては、2億3,546万5,000円で、前年度と比較しますと1,031万7,000円の増であります。産休・育休代替者を含む嘱託職員13名分の報酬、一般職員28人分の給料等の人件費関係と、71ページになりますけれども、28節繰出金で、一般会計への繰出金が主なものであります。

2目施設管理費につきましては、施設整備の維持管理の費用といたしまして、5,604万6,000円を計上いたしました。前年度と比較いたしますと3,288万4,000円の増であります。

73ページ、13節委託料でありますけれども、74ページをお願いいたします。スプリンクラー設置工事管理委託、手洗い場増設工事設計委託料などを計上いたしました。

15節工事請負費では、スプリンクラー設置工事で4,158万6,000円を計上いた

しました。18節の備品購入費では、地上デジタル放送対応テレビ、養護と共用で老朽化の著しい食器消毒保管庫などの購入を計上いたしました。

3目の施設生活費につきましては、利用者の皆さんの生活に係る費用といたしまして、5,418万2,000円を計上いたしました。前年度と比較いたしますと123万8,000円の増であります。

76ページの18節備品購入費では、電動ベッド、車いすの購入を計上いたしました。

4目保健衛生費につきましては、147万1,000円でありまして、医薬材料費、入所者の健康管理検査手数料などが主なものであります。

78ページをお願いいたします。3款諸支出金では、財政調整基金積立金といたしまして1,554万1,000円を計上いたしました。

続きまして、議案第4号 平成23年度養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算についてご説明をいたします。

87ページをご覧くださいと思います。歳入歳出予算の総額は1億4,080万8,000円であります。

92ページをご覧くださいと思います。1款分担金及び負担金1項負担金では、1億2,443万円で、前年度と比較いたしますと427万9,000円の減であります。1目の民生費負担金は8,195万1,000円と、入所者の増によりまして前年度より43万7,000円の増になりますが、2目特定利用者負担金では、4,247万9,000円でありまして、471万6,000円の減であります。これは身体介護のサービスの時間の見直しによるものであります。

2款県支出金では、介護職員処遇改善事業交付金といたしまして、136万3,000円を計上いたしました。

5款繰入金では、スプリンクラー設置工事などのため、財政調整基金繰入金で963万5,000円を計上いたしました。

次に、歳出についてご説明をいたします。95ページをお願いいたします。

1款民生費1項養護老人ホーム事業費1目の施設総務費につきましては、7,205万5,000円で、前年度と比較いたしますと223万7,000円の増であります。嘱託職員6人分の報酬、一般職員8人分の給料などの人件費関係が主なものであります。

97ページをお願いいたします。2目施設管理費につきましては、施設設備の維持管理の費用といたしまして、1,913万2,000円を計上いたしました。前年度と比較いたし

ますと651万円の増であります。

98ページをお願いいたします。13節委託料でありますがスプリンクラー設置工事監理委託料などを計上いたしました。

15節工事請負費では、スプリンクラー設置工事、次のページになりますけれども、浴槽の改修工事、分電盤容量増設工事で、1,103万9,000円を計上いたしました。

18節の備品購入費では、地上デジタル放送対応テレビ、特養と共有で老朽化が著しい食器消毒保管庫などの購入を計上いたしました。

3目施設生活費につきましては、利用者の皆様の生活に係る費用といたしまして3,267万6,000円を計上いたしました。

20節扶助費では、入所者扶助費などで76万9,000円を計上いたしました。

102ページをお願いいたします。4目の保健衛生費につきましては76万7,000円でありまして、医療材料費、入所者の健康管理検査手数料などが主なものであります。

103ページをお願いいたします。3款の諸支出金では、財政調整基金積立金といたしまして、1,517万8,000円を計上いたしました。

ただいま申し上げました概要につきましては、お手元の主要施策概要説明書の、特養は4ページ、養護にあつては5ページに記載してございますので、ご覧いただければと思います。

以上でございます。

(千曲荘施設長 挙手)

議長(久保田幸治君) では次に、千曲荘施設長。

千曲荘施設長(町井和夫君) 続きまして、議案第5号 平成23年度特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

新年度予算につきましては、特に取り上げた事業としまして、消防法に基づくスプリンクラーの設置等を行うことといたしました。

それでは歳入についてご説明を申し上げます。118ページをご覧いただきたいと思います。

1款の負担金では、2億6,561万8,000円で、介護報酬として293万2,000円の増額を見込みました。

2款の県支出金は564万円で、介護職員処遇改善事業交付金として99万4,000円の増額を計上いたしました。

また119ページ、5款の繰入金につきましては、4,354万6,000円で、スプリンクラー設置工事のため、3,854万6,000円を増額計上いたしました。

次、120ページでございますが、6款の繰越金では、245万7,000円を減額するということが、歳入の主な内容でございます。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。121ページをお願いいたします。

1款の民生費1項特別養護老人ホーム事業費について申し上げます。1目の施設総務費でございますが、総額2億1,230万6,000円で、主には嘱託職員10名分の報酬、一般職員26名分の給与、臨時職員賃金等、職員の人件費及び123ページの28節の一般会計の繰出金などが主なものでございます。

123ページをお願いいたします。2目の施設管理費につきましては、施設設備の維持管理に係る費用として、総額5,320万8,000円を計上いたしました。前年比4,044万9,000円の増額となっておりますが、125ページ、13節の委託料で新たにスプリンクラー工事監理委託料として96万7,000円、126ページの15節の工事請負費では、スプリンクラー設備工事費として養護と按分で4,235万9,000円を計上いたしました。また、18節の備品購入費では、おむつ交換車などの購入費として、35万2,000円を計上いたしましたが、今年度は大きな備品購入の予定がなかったことから、210万6,000円ほどのここでは減額となった、これらが主な内容でございます。

127ページをお願いいたします。3目の施設生活費につきましては、施設利用者の生活に係る費用ということで、総額4,801万7,000円を計上いたしました。前年比274万円の増額となっておりますが、11節の需用費では、紙おむつの購入など介護用品に220万円ほどの増額となったことなどが主な内容でございます。

4目の保健衛生費では、利用者の健康保持のための医薬材料費、入所者健康管理検査手数料等総額で124万9,000円、前年並みを計上いたしました。

続きまして、議案第6号 平成23年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算につきまして説明を申し上げます。

144ページをお願いします。新年度予算につきましては、特に取り上げた事項としましては、特養と同じくスプリンクラーの設置と居室の改修を行い、利用者の安全と生活環境の改善を図ることといたしました。

1款の負担金でございますが、1億2,805万5,000円で、入所者に係る措置費及び介護を要する入所者への介護サービス利用料でございます。

2 款の県支出金につきましては、介護職員処遇改善事業交付金として、1 2 9 万 7, 0 0 0 円を計上いたしました。

5 款の繰入金につきましては、スプリンクラー設置工事のため 2, 7 0 6 万 7, 0 0 0 円を基金からの繰り入れとして見込みました。

1 4 6 ページをお願いします。6 款の繰越金では、9 7 万 8, 0 0 0 円を減額するということが歳入の主な内容でございます。

次に、1 4 7 ページ、歳出について説明を申し上げます。

民生費 1 項養護老人ホーム事業費について申し上げます。1 目施設総務費におきましては、総額 7, 7 5 4 万 6, 0 0 0 円で、嘱託職員 6 名分及び一般職員 8 名分の人件費関係でございます。

1 4 9 ページをお願いいたします。2 目の施設管理費につきましては、施設設備の維持管理運営に係る費用として 4, 0 8 3 万 9, 0 0 0 円を計上いたしました。前年比 3, 0 1 9 万 6, 0 0 0 円の増額となっておりますが、1 5 1 ページの 1 3 節委託料で、新たにスプリンクラーの工事監理委託料として 7 3 万 3, 0 0 0 円、1 5 節の工事請負費ではスプリンクラーの設置工事費として 3, 2 0 9 万円を計上、そのほか入所者の身体状況低下に伴う住環境の整備のため、引き続き居室 3 室の改修を行うことなどが主な内容でございます。

1 5 2 ページをお願いいたします。3 目の施設生活費でございますが、施設利用者の施設での生活に係る費用として、3, 3 7 8 万 6, 0 0 0 円計上いたしました。主には賄い材料をはじめ、燃料、光熱費等の経常経費でございます。

4 目の保健衛生費では、入所者の健康保持のため医薬材料費、入所者健康管理検査手数料として、総額 7 4 万円、前年度並みを計上いたしました。

なお、ただいま申し上げました概要につきましては、お手元の主要施策概要説明書 6、7 ページに記載してございますので、ご覧いただければと思います。

以上でございます。

(いで湯の里施設長 挙手)

議長（久保田幸治君） 続いて、いで湯の里施設長。

いで湯の里施設長（塚田一男君） それでは、議案第 7 号 平成 2 3 年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

新年度予算につきましては、消防法の改正に伴うスプリンクラー設備工事などを念頭に編

成させていただきました。

それでは、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

予算書の168ページをご覧ください。1款分担金及び負担金、一般及び短期利用者の負担金で、3億2,658万5,000円。

2款県支出金では、介護職員処遇改善事業交付金として、693万9,000円。

169ページの5款繰入金は、4,490万円でございます。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

予算書の171ページをお願いいたします。1款民生費1項特別養護老人ホーム事業費1目施設総務費におきましては、総額2億7,832万円で、正規職員28名、嘱託職員15名の人件費関係、173ページの一般会計繰出金3,869万1,000円が主なものでございます。

次に、173ページをお願いします。2目施設総務管理費では、施設の管理運営に係る費用であり、総額4,104万2,000円を計上しましたが、176ページに記載の工事請負関係では、スプリンクラー設備工事の設置に伴う委託、それからエアコン取りかえですが、これは介護室等のエアコンが昨年故障しておりますので、その改修。トイレにつきましては、平成5年の開所から和式トイレが1号棟、2号棟1カ所ずつがございまして、現在は全く使用できません。ご不便をおかけするものに伴う改修で、洋式への改修でございます。これらの関係で、前年度比較では2,788万1,000円の増でございます。備品関係では、テレビ及びAED購入などの計上でございます。

177ページをお願いします。3目施設生活費は、施設利用者の居室生活に係る費用として、総額5,255万7,000円を計上いたしました。備品関係では電動ベッド購入を予定してございます。なお、比較では71万3,000円の増でございます。

177ページから178ページをお願いします。4目保健衛生費における総額は、174万6,000円で、医療材料費、入所者健康管理検査手数料などが主なものであり、前年度比18万7,000円の減となっております。

なお、ご説明申し上げました概要につきまして、お手元の主要施策概要説明書8ページに記載してございますので、ご覧いただきたいと思います。

以上でございます。

(菜の花苑施設長 挙手)

議長(久保田幸治君) 続いて、菜の花苑施設長。

菜の花苑施設長（片塩義昭君） 続きまして、議案第8号 平成23年度特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

最初に、歳入についてご説明申し上げます。

194ページをお願いいたします。1款分担金及び負担金では、保険者、利用者負担金で2億8,591万4,000円、前年度比較で266万2,000円の増であります。これは介護度の変更などによるものであります。

2款県支出金では、介護職員処遇改善事業交付金で600万2,000円を見込み、5款繰越金で1,000万円、196ページにあります6款諸収入では、職員食事代などで182万2,000円を計上いたしました。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。197ページをお願いいたします。

1款民生費1項特別養護老人ホーム事業費1目総務費は2億2,231万6,000円で、一般職25名、嘱託職員14名と臨時職員の人件費関係と、一般会計繰出金が主なものであります。

199ページをお願いします。2目施設管理費は、施設の管理運営に係る経費で1,736万5,000円を計上いたしました。202ページをお願いします。15節の工事請負費で、老朽化し故障がちなナースコール連動電話設備の更新工事で322万4,000円、18節備品購入費で公用車と地上デジタル対応のため、利用者用のテレビ8台、食器洗浄機のガスブースターと調理用炊飯器を更新するものであります。

203ページをお願いいたします。3目施設生活費は、70名の施設利用者の居室生活に係る費用として5,123万8,000円を計上いたしました。18節備品購入費で、利用者への処遇改善のため、電動ベッド、スイング式及びリクライニング式の車いすと、おむつ交換車、入浴用ストレッチャー1台を更新しまして、電動式エアマットを整備するものであります。なお、23年度から、布おむつから紙おむつへと随時移行して、利用者への処遇改善を図っていきます。

204ページをお願いいたします。4目保健衛生費では、18節備品購入費で吸引器2台を整備するほか、利用者の健康管理に係る経費であります。

なお、ただいま申し上げました概要につきましては、お手元の主要施策概要説明書の9ページに記載してございますので、ご覧をいただきたいと思います。

以上です。

（ふるさと苑施設長 挙手）

議長（久保田幸治君） 続いて、ふるさと苑施設長。

ふるさと苑施設長（上野豊吉君） それでは、議案第9号 平成23年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

それでは、初めに歳入についてご説明をいたします。

予算書の220ページをお願いいたします。1款分担金及び負担金では、3億3万9,000円で、前年比85万1,000円の増額であります。

1目一般利用者負担金では、2億7,906万9,000円で、79万6,000円の増額でございます。

2款県支出金では、629万3,000円で、これは介護職員処遇改善事業交付金で103万9,000円の増額であります。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。

223ページをお願いをいたします。1款民生費1項特別養護老人ホーム事業費1目施設総務費では、2億3,622万1,000円で、これは一般職員27名、嘱託職員13名、臨時職員の給与、それから賃金、報酬等でございます。225ページになりますけれども、繰出金として施設整備起債事業償還金等で1,767万4,000円、これからが主なものでございます。

次に、2目の施設管理費でございますけれども、施設の管理運営に係る費用として、1,143万3,000円で、前年度より279万7,000円の減となっておりますけれども、これは施設の屋根改修、また地デジ対応テレビの整備が終了したことが、主な要因でございます。226ページから227ページにかけての施設の設備の保守点検などの委託料や、エコキュート設備の借り上げなどの経常的経費のほか、228ページになりますけれども、15節工事請負費として、現在引き戸となっておりますエリアの間の間仕切り戸を開放性、また利用者の安全確保のため、折り戸にする間仕切り戸の設置工事、また18節の備品購入費では、炊飯器、フードミキサーを各1台を更新するとともに、新たに自動体外式除細動器1台を購入をすることとしております。

229ページの3目施設生活費では、施設利用者の生活に係る費用として、5,015万7,000円で、前年度より375万9,000円の増となっておりますけれども、これは紙おむつへの移行による増が主な要因でございます。介護用品や事務用品などの消耗品、また利用者の食事の賄い材料など、経常的経費のほか、18節備品購入費として、利用者の介護度状況の変化に対応するため、新たに車いす、センサーマット、褥瘡予防マットレスを各

平成23年第1回北信広域連合議会定例会会議録（第2号）

平成23年2月14日（月） 午後2時開議

○ 議事日程（第2号）

- 1 議案質疑
 - 2 一般質問
 - 3 討論、採決
 - 4 閉会
-

○ 本日の会議に付した事件 ……… 議事日程に同じ

○ 出席議員 次のとおり（23名）

1番 江田宏子議員	13番 橋田君子議員
2番 荻原勉議員	14番 竹内卯太郎議員
3番 大碓多賀男議員	15番 渡辺正男議員
4番 渋谷芳三議員	16番 高木尚史議員
5番 小泉俊一議員	17番 青木豊一議員
6番 竹井政志議員	18番 赤津安正議員
7番 沢田一男議員	19番 久保田三代議員
8番 石澤正議員	20番 湯本悦生議員
9番 水野晴光議員	21番 山本一二三議員
10番 湯本隆英議員	22番 山岸國廣議員
11番 町田博文議員	23番 久保田幸治議員
12番 水野英夫議員	

○ 欠席議員 次のとおり（なし）

○ 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 次のとおり

事務局長 小林俊幸 主任 藤木紀行

事務局次長補佐兼総務係長 保 科 篤 主 査 中 村 徹
保険福祉係長 徳 竹 彰 彦

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名 次のとおり

広域連合長	小田切 治 世	幹 事	徳 竹 信 治
副広域連合長	足 立 正 則	幹 事	小 林 広 明
副広域連合長	竹 節 義 孝	幹 事	小 林 誠
副広域連合長	芳 川 修 二	幹 事	保 坂 眞 一
副広域連合長	富 井 俊 雄	事務局次長	金 井 晃
副広域連合長	島 田 茂 樹	望岳荘施設長	関 達 夫
監 査 委 員	平 野 英 孝	高社寮施設長	丸 山 正 光
副 管 理 者	高 嶋 俊 郎	千曲荘施設長	町 井 和 夫
会 計 管 理 者	本 藤 善 明	いで湯の里施設長	塚 田 一 男
幹 事	青 木 正	菜の花苑施設長	片 塩 義 昭
幹 事 (代)	山 室 茂 孝	ふるさと苑施設長	上 野 豊 吉

(開 議) (午後 2 時)

(開議に先立ち、小林事務局長が本日の出席議員数及び説明のために出席した者の職名を報告する。)

議長 (久保田幸治君) ただいま報告のとおり、出席議員が定足数に達しておりますから、本議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程第 2 号のとおりでありますから、ご了承願います。

1 議案質疑

議長 (久保田幸治君) 日程 1、これより議案質疑を行います。

なお、発言に際しては、議案に係る質疑についてのみ願います。

議案第 1 号 平成 23 年度一般会計予算について願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（久保田幸治君） なければ、次に、議案第2号 平成23年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計予算から、議案第9号 平成23年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計予算までの8議案について願います。

（「議長」と呼ぶ声あり）

議長（久保田幸治君） 10番、湯本隆英議員。

10番（湯本隆英君） 10番、湯本隆英でございます。ページ数74ページ、75ページ、ほか関連のものがございしますが、13節のスプリンクラーの設備工事監理委託料97万5,000円、そして15節の75ページ工事請負費4,158万6,000円、スプリンクラー設備工事等ほかの各施設にもスプリンクラー設備等の工事費約1億5,000万を超える金額が計上されておりますが、この件に関しまして、監査委員さんの方からも報告がございましたが、今後の施設のあり方を含め、施設、そして設備整備計画等、長期運営計画の策定の検討をお願いしたいというような中から、このように1億5,000万円のお金をかけて、どのようにこれを勘案した結果、この設備費を計画の中に盛り込んだかということを質問いたします。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） 湯本議員さんのご質問ですが、スプリンクラーにつきましては、ご案内のように平成24年3月末までに、全国の社会福祉施設等、今まで1,000平米以上の延床面積のものに設置をなささいというのが、275平米以上に変わったんですね。これにつきましては、私ども当初から、多額な経費がかかるものですから、国・県の補助を当てにして、情報を収集しながら期待を持ってきましたが、残念ながら、これは民間にしか補助が行われないという状況でございましたので、私ども独自の連合の予算から支出をせざるを得ないということで、長期的に見ますと、施設の改修やいろいろな計画の中で、当面来年ですね、3施設、平成5年以前の施設、いで湯の里、千曲荘、高社寮ということになりますけれども、支出はやむを得ないという判断のもとに、基金の繰り入れ、取り崩し等を行いながら、今回は対応していく。今後につきましては、議員さんの一般質問の中でもご質問があるかと思いますが、計画的にですね、一時的なマイナスではございますが、今後検討していきたいというふうに考えております。以上です。

議長（久保田幸治君） 10番、湯本隆英議員。

10番（湯本隆英君） 今の件に関しまして、3施設ということで、それは非常にわかりませんが、例えば一番古い施設でございます高社寮に関しまして、もしこの施設整備の計画が今後

の改築等の計画が出てきた場合にですね、この5,000万円を超える金額が数年後に改築計画が出てきた場合に、果たしてこの効果というのは、いかななものでしょうかということをご質問します。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） 高社寮につきましては、当初数年前までは、30年で改築をするというような計画を持っていた時期もあったわけですが、その後ですね、耐震構造の診断をしながら、あと10年ぐらいはもたせたいということで、昨年大規模な改修工事を、屋根の工事等をさせていただきました。今のところそのような事情がございますので、今回このスプリンクラーにつきましては、やむを得ないということではありますが、今後の方向性は、また検討していきたいと思えます。以上です。

議長（久保田幸治君） ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

議長（久保田幸治君） 5番、小泉俊一議員。

5番（小泉俊一君） 5番、小泉俊一です。関連で消防法の方にちょっと触れたいんですけども、今、平成23年3月末までっていうことでご答弁あったんですけども、このことについては、罰則規定とかその他あるんでしょうか。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） このスプリンクラーにつきましては、猶予期間がございまして、これが24年3月末まででありますから、23年度中に設置する必要があるというふうに思えます。以上です。

議長（久保田幸治君） 5番、小泉俊一議員。

5番（小泉俊一君） はい、わかりました。しかし、それに伴う金額がないところはできない形もあると思うんですけども、それとスプリンクラーについてなんですけれど、どんなものを設置するんですか。二つほどあると思うんですけど。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） その中身につきましては、今後工事を発注したりする関係もございまして、詳細を申し上げるのは難しい部分がありますが、私ども昨年ですね、専門家の意見を聞きながら、各3施設がどの工法が一番望ましいだろうかということを検討しまして、言葉的に申し上げますと、特定施設水道連結型、それから従前の規定によるもの、パッケージ型の自動消火設備と、細かな点はちょっと専門的になりますが、一番経費的に安く、効率

的にできる方式ということで、それを検討してはじき出したということでございます。以上です。

議長（久保田幸治君） 5番、小泉俊一議員。

5番（小泉俊一君） その水道に直結するのと、正規のスプリンクラーがあると思うんですけど、費用面ではかなり違うと思うんですけど、予算立てしてあって、これから決めるという形、今ご答弁あったんですけど、ちょっともう決まっていたんじゃないかなあと私は思っていたんですけども、それとその罰則規定について、まだご答弁もらってないんですけども、よろしくをお願いします。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） 罰則規定のお話でしたが、これは法的にやらざるを得ないものですから、まして私ども公的な施設でございますので、これはですね、他の模範的に実施せざるを得ない、そういう立場にありますので、よろしくお願いたします。

それからスプリンクラーの方式の違いですが、それぞれの施設ごとの水道の水圧の関係とか、これもいろんな条件がございますので、それらにつきまして専門家の調査をいただきながら、適切な方式を選んでいるという経過でございます。以上です。

議長（久保田幸治君） 5番、小泉俊一議員。

5番（小泉俊一君） じゃあ貯水槽もつくる場所も出てくるってということなんですかね、その辺の答弁と、2年間の間は警告で済むから、慌ててやる必要はないんじゃないかなあということも考えられるということことと、あと館内の設置なんですけれども、ホールとかいろいろあると思うんですけども、どんな基準というか、どんな方法、平米で言うとどの程度、スプリンクラーの数はどのくらいつけるもんなんですか。

議長（久保田幸治君） 高社寮施設長。

高社寮施設長（丸山正光君） 高社寮でありますけれども、高社寮につきましては、今現在屋内消火栓が設置されておるわけでありまして、そのために貯水槽は今現在あります。ただ、屋内消火栓とスプリンクラーを併用すると、貯水槽が足りないということでありますので、予算の上ではスプリンクラーでっていうふうに考えております。よって、貯水槽から圧が足りませんもんで、加圧ポンプ等で揚げていくというような状態であります。

議長（久保田幸治君） 千曲荘施設長。

千曲荘施設長（町井和夫君） 千曲荘でございますが、私どもの方は消化剤を利用したパッケージ型を今のところ予定しております。これにつきまして、各居室ヘッドが2つというこ

とで、水を使いますと、いわゆるこの設計の段階では全体で620カ所ぐらい、各居室1カ所のヘッドがつくというようなことをございまして、このパッケージ型につきましては、いろいろ専門家を交えて検討いただいたわけですが、私どもの方が上水道施設につきましては、一番安いその直結型で行ければ一番よかったわけですが、規定の水圧が足りないというようなことで、さらに従来型、水を使つての散水方式と見積もりをしたところ、このパッケージ型がより安く施工できるというようなことをございます。この利点とすれば、構造的、建物が構造的なものもありますが、非常に工事が容易であるということと、特にこの冬季の屋内配管、天井裏に配管するわけですが、そこらで凍結がないと、大変寒いところをございますので、そういうおそれもないと、それとあとも便利なことですから、水抜きをしたり、清掃したり、そういうような非常に手間を省けるというようなことをございまして、このパッケージ型の消火剤につきましては、一応10年程度は交換の必要もないというふうな、これは新しい方式のようをございまして、長野広域の施設でも導入されているようをございます。比較検討、いろんなそういうメリット等検討する中で、この方式で今のところ施工を計画しているということをございます。以上をございます。

議長（久保田幸治君） いで湯の里施設長。

いで湯の里施設長（塚田一男君） それでは、当施設についてご説明申し上げます。先ほど次長が触れましたように、当施設のみ水道直結型のスプリンクラーが認められるような状況をございます。なお、この直結型を認められる条件には、消防法施行令第32条の適用が必要をございまして、それを受けるには建物が耐火構造で、かつ1,000平米ごとに区画されていること。したがって、うちの施設は平成5年の運用ですので、当時の建築基準法は1,500平米をございましたので、新たな防火区画も1カ所含めた対応の予算となっております。なお、この水道直結型が認められるにつきましては、消防計画の変更とか、夜警員の一定基準、このようなこと、それから水圧が先ほど触れておりますとおり、毎分60リットルの水圧が必要だということから、当いで湯の里につきましては、落下と、水道本管の落下等から勘案し、毎分60リットルの規定量が確保できる見込みから、念のため現在40ミリ本管から引っこ抜いて、水道本管から引き込んで、水道を受給しておりますけれども、これを新たに念のため、40ミリから50ミリに変更と、そういうものを含めたのがこの予算計上になってございます。

なお、消防法施行令第32条の適用については、おのおの消防機関の判断をございまして、たまたま岳南広域山ノ内消防署は、一定の条件下では水道直結型が認められるということか

ら、こんな経過になりました。ちなみに、したがいまして、ポンプもしくは受水槽は全く水道直結の場合はございません。なお、ヘッドですけれども、一定の基準ということになりまして、スプリンクラーヘッドから一定の基準は、耐火構造等によって、構造によって違うんですが、2. 1メートルもしくは2. 3メートルですべてその居室内でカバーしてあげてという、こういう基準でございます。以上です。

議長（久保田幸治君） 5番、小泉俊一議員。

5番（小泉俊一君） 設置のその場所に関して、今説明あったんですけれども、館内すべてそのスプリンクラーを今ゼットから出ているのが2. 3メートルぐらいの範囲だってお聞きしたんですけれども、館内全部すべて入れるということなんですか。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） すべて必要でございます。以上です。

議長（久保田幸治君） 5番、小泉俊一議員。

5番（小泉俊一君） すべて入らないんじゃないですか、トイレとかそういうところは入れちゃいけないと思うんですけれども。

議長（久保田幸治君） いで湯の里施設長。

いで湯の里施設長（塚田一男君） 私から、当施設につきまして、今トイレも温熱ヒーターがございまして、トイレも温熱ヒーターのところは自動火災報知器、火災報知設備ですが、その感知器もついてございます。したがいまして、基本的にはトイレも免れないということになってございます。ヒーターの便座がない場合は構わないんですが、うちの施設の場合はヒーター便座ということで、そのようなところも設置予定になってございます。以上です。

議長（久保田幸治君） ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

議長（久保田幸治君） 15番、渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） 15番、渡辺正男です。特養千曲荘の125ページをお願いしたいんですが、委託料の一番最後の部分ですが、大規模改修基本構想作成業務委託料ということで、41万9,000円計上されております。この委託先ですね、業務の委託先と、それから今回は千曲荘だけなんですけど、先ほど監査委員さんからのお話もあったり、このあと一般質問でもやるんですが、長期的な、その改修計画、それから基金活用、そういった面も含めて、施設ごとの改修、基本構想だけじゃなくて、全体のその将来を見込んだ計画が必要じゃないかなあというふうに、それも考えているんですが、今回この千曲荘のこの委託につ

いてお聞きをしたいのと、今後ほかの施設でもこういった形で基本構想等を策定していかれるか、お願いしたいと思います。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） 渡辺議員さんから、千曲荘の大規模改修の基本構想作成業務をどこに委託をするのかということですが、まだ具体的なことは決まっておりませんが、この種の専門業者をお願いすることになると思います。千曲荘の場合、高社寮に続いて設置されたのが古いということで、大規模改修が目前に迫ってきておるんですね。養護が昭和59年、特養が平成2年に設置をされまして、年数がたっておりますので、いろいろ故障が起きてきている、人間の体で言いますとあちこち傷みが発見される、悪いところが発見されてですね、今後どうしていくのかということ、建物のどこが一番いけないのかの診断をしてもらって、そこを効率的にこれから改修していこうということでございます。

こういうことをほかの施設でもということではありますが、千曲荘以外では、いで湯の里、ふるさと苑になってくると思うんですけども、今後事務局案をまとめながら、広域保健福祉推進委員会という組織がございますので、一般質問等でもこれから出るかと思いますが、その中で具体的なスケジュール等を詰めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

議長（久保田幸治君） では、ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

議長（久保田幸治君） 16番、高木尚史議員。

16番（高木尚史君） 施設全体を通じて1点お伺いをしたいわけですが、一つはそれぞれ歳入の部で利用者の負担金が計上されておまして、歳出で特に問題とする施設生活費についてですが、ご承知のように利用料1割負担と、そのほかに食費、あるいは居住費を利用者が負担をするということになっていますが、これの配分方法についてですが、例えば望岳荘の場合に、一般利用者、短期含めまして利用者の負担金を合わせますと約6,200万ほどになるわけですが、確かに施設生活費全体では、6,600万と上積みをされておりますが、11の需用費でいきますと、それぞれ賄い材料、修繕、光熱水費、燃料費、消耗品で5,600万ということで、負担金よりも低い金額になっていきます。ということは利用料を含めて食料費なども含めたその金額が、利用者の方にいわば100%還元されているのかどうか、そのことについて全体、全施設の恐らく予算計上をする場合に、一定の目安なるものがあるんだろうというふうに思いますが、どのように計上されているのか、お伺いしま

す。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） 高木議員さんの今のご質問の件でございますが、施設の運営にかかわっていく話だと思いますが、一般利用者負担金等をいただきながら、それをどういうふうに具体的に還元しているのかということにつきましては、私ども当初の段階で、予算編成打ち合わせ会議を開催して、介護サービス費内訳を示し、積算しております。どのくらい、どういう形で支出をしているのかということにつきましては、具体的に、例えば居住費につきましても、1人当たり320円、6施設全体で1億3,000万ほどかかっていますが、全部の人数分で割り返すと、実際にいただいている額よりも70円多くかかっていますし、これについては介護保険料から充当しているということでございます。

それから食費につきましては、1日当たり1,380円ということで、いただいているものにつきましては食材料費等が含まれているものですが、合わせまして全体で割り返しますと、1人当たり月50円ほど多くかかっているということで、これについても介護保険料から支出をしており、全体の中ではいただいている負担に対して、サービスが不足しているということはないというふうに思っていますが、いずれにしましても、私ども全体の運営の中で、具体的にサービスをどのようにしていくのかという、人件費も含めですね、今後とも引き続きより効率的運営を検討しながら進めていきたいというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。以上です。

議長（久保田幸治君） 16番、高木尚史議員。

16番（高木尚史君） いずれにしても、平成21年に介護報酬が3%引き上げられました。それはそれぞれの下がった時期もありましたけれども、それぞれの判断のもとに介護報酬が決められているわけですが、問題とするのは、利用料にプラスをして居住費、食費、日常生活費、これは民設民営のフランセーズ悠が確か取っているはずだと思いますが、そういうようにして、自己負担分があるわけですね。したがって、その例えば1,000円を自己負担をすれば、その1,000円分はその報酬、対価としての報酬が1,000円分受けられるというのが、これ当然の考えだというふうに思うんですね。したがって、そのことがこの予算の中できちっと反映をされているのかどうなのか、今の答弁でいきますと、上乘せされている部分もあるというふうにお聞きをいたしましたけれども、それがそれぞれの施設の共通の一つの指針として存在をして、予算計上されているのかどうなのか、そのことについて、改めてお伺いをいたします。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） ご質問の件につきましては、予算編成の中では明確な方針を持っているわけではありませんが、今、議員さんからお話がありましたように、介護報酬の単位数はそれぞれ要介護度によって決まっておりますし、また施設にはそれぞれの設置及び運営に関する基準というものがあまして、サービスの内容につきましては、最低限しなければいけないことがあります。

措置の時代は措置費の中に人件費やら光熱費、物品費、日用品費等々含まれておりまして、ただのこの使い方、内訳ですね、措置費の何%を何に使いなさいというのは、当時の厚生省はその算定の内訳を公開していなかったという話も聞いております。

まして、介護保険制度による介護報酬の中身につきましては、施設入所者の介護サービスにつながるもので、施設の創意工夫でやっていくという方針でございますので、その点につきましては、改めて施設経営の中身について検討するというようなことも、これから必要になってくるというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

議長（久保田幸治君） 16番、高木尚史議員。

16番（高木尚史君） 実は例えばね、それぞれの施設によってユニット型、あるいは個室、失礼、ユニット型を含めてね、対応が違うと思うんですよ。自己負担分も違うわけですよ。それがトータル予算の中に入っているとすれば、例えばユニット型に入っている人、あるいは多床室に入っている人の自己負担が違う。そのことがいわばサービスの部分でどのように反映をされるのかというのは、これは一つ大きな課題だと思うんですよ。ですからそここのところのきちとしたその指針というものが存在をしなければ、いわば多床室より個室の方が自己負担が多いけれども、同じ還元しかないということになれば、若干の異論が出るというのは当然だというふうに思いますから、そここのところはやはりきちとして対応をすべきではないかというふうに思いますので、改めてお伺いをいたします。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） 議員さんご質問の件ですが、多床室と従来型個室で比べた場合に、居住費については、当然個室の方が高いわけでありまして。多床室の場合、食費は1人当たり1,380円、居住費が1人当たり320円、1カ月にしますと5万1,000円ぐらいでありまして、要介護1でいきますと合計して7万円、1人当たり月額7万円ぐらいになります。従来型個室につきましては、その居住費の分、個室というところでプラスアルファの部分のものが反映されていると思いますが、その差につきましては、サービスの中で、例えば

介護度によって自己負担額も違うわけでありまして、その辺、差をつけていいのかということにはならないと思いますが、いずれにしても、それぞれの施設の中で、そういった自己負担に見合ったサービスの意識づけはしていく必要はあるのかなあというふうに思います。以上でございます。

議長（久保田幸治君） ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

議長（久保田幸治君） 10番、湯本隆英議員。

10番（湯本隆英君） それでは歳出のですね、各会計に当たりまして、3款の諸支出金の財政調整基金、平成23年度のこの基金の総額はまず1点幾らかということと、これがもし平成23年度末に予想される今までの財政調整基金の残高の総額は幾らかというのを、お答えいただきたいと思います。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） 財政調整基金の積み立ての関係でございますけれども、平成23年度この予算ベースでいきますと、特別養護老人ホームが18億7,532万2,000円、養護老人ホームが基金残高が1億516万2,000円でありまして、それを合計しますと、23年度末には19億8,000万、若干の端数はございますけれども、19億8,000万円程の基金の積み立てができるという状況でございます。以上です。

議長（久保田幸治君） ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

議長（久保田幸治君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） 特養全体にかかわっているわけですが、時間の関係がありますもので、望岳荘の関係のところについて、介護職員処遇改善事業交付金の問題についてであります、提案説明では、去年は10カ月だったのが12カ月というふうに提案があったわけですが、この対象職員が、その具体的な職種を含めてお伺いしたいことが1点。まずそのことについてお伺いしたいと。なお、他の施設も当然同じだと思いますが、違う基準があったところはちょっとお伺いしたいと思うんですが。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） 介護職員の処遇改善事業交付金の関係、今、望岳荘というお話がありました、ちょっと全体的な話をさせていただきたいと思います。私どもこの交付金につきまして平成22年度から取り組んでまいりましたが、23年度分につきましては、平成

23年の2月から24年の1月を対象期間とし、交付金額は約4,200万円、改善計画は4,700万円ほどを見込んでおります。対象職員は、正規職員が114人、嘱託職員が70人、臨時職員が10人、この方を対象にしておるところでございます。以上です。

議長（久保田幸治君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） この中にはいわゆる直接介護ということのみになっているのかどうかということと、例えば給食調理員などが入っているかどうか。それともう1点は、基準は月1万5,000円ということになっているわけですがけれども、その限度額の範囲でやっておられるのか、お伺いしたいと思います。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） 交付金の対象者につきましては介護職員というふうに、この交付金で決まっております、それ以外の職種の職員につきましては、公平性を勘案し連合独自で負担をしているという状況でございます。以上です。

議長（久保田幸治君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（久保田幸治君） なければ、次に、議案第10号 公平委員会委員の選任の同意について願います。ご意見のある方。

（「なし」の声あり）

議長（久保田幸治君） ありませんので、以上で議案質疑を終結いたします。

2 一般質問

平成23年第1回北信広域連合議会定例会一般質問発言順位表

発言 順位	件 名	質 問 者		答 弁 者
		議席	氏 名	
1	北信広域連合広域計画（第3次）について	16	高木 尚史	広域連合長
	広域保健福祉方策研究結果報告書と広域的課題の調査研究について			

2	新特別養護老人ホーム整備について	1 5	渡辺 正男	広域連合長
	フランセーズ悠さかえの増床について			
	広域連合の中・長期の財政計画、実施計画策定を			
3	特別養護老人ホームについて	1 7	青木 豊一	広域連合長 代表監査委員
	介護保険制度について			

議長（久保田幸治君） 日程2、これより一般質問を行います。

本定例会における一般質問の発言順位につきましては、お手元に配付いたしてあります発言順位表のとおりでありますから、ご了承願います。

順位1番、北信広域連合広域計画（第3次）について。広域保健福祉方策研究結果報告書と広域的課題の調査研究について。

16番、高木尚史議員。

（16番 高木尚史君 登壇）

16番（高木尚史君） 16番、高木尚史です。通告をいたしました2点について質問をいたします。

最初に、北信広域連合広域計画（第3次）についてであります。

新広域市町村計画は、国の方針転換によりまして、その都度名称を変えながら、平成22年3月には北信広域連合計画（第3次）を策定いたしました。そこで、この計画の中から2点について質問をいたします。

まず、ふるさと市町村圏基金から地域振興基金と名称を変えた10億円の基金の取り扱いについてであります。計画では、平成25年度までは北信地域の振興整備に活用し、平成26年度以降の取り扱いについては、その間に調整していきますとなっております。

そこで、地域振興基金の平成26年度以降の取り扱いの方針、調整はどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

次に、高齢社会が進行する中で、高齢者政策が大きな社会問題になっています。その中で制度のよしあしは別にして、介護保険制度や医療保険制度などの法律制定とともに、見直しも進められています。広域圏内でも養護老人ホームと特別養護老人ホームが公設で運営されていた入所施設についても、平成18年11月には民間事業者の運営による施設が開所され、平成23年度には新たに民間事業者が参入する施設の建設が進められています。大きな変化が起きているといえます。

計画の中の現状と課題では、老朽化の進む施設及び施設に関しても、より快適な生活環境を提供するために、計画的かつ効率的な改善（更新）の検討を進めていく必要がありますと分析しています。

そこで、養護・特別養護老人ホーム施設の計画的かつ効率的な改造（更新）の検討をどのように進めていくのか、お伺いをいたします。

続いて、広域計画とも関連しますが、広域保健福祉方策研究結果報告書と広域的課題の調査研究についてであります。

平成19年3月に広域保健福祉方策研究会から、広域保健福祉方策研究結果報告書が出されたことは、ご承知のとおりであります。既に4年が経過しようとしております。この間、自治体財政の状況は厳しさを増す中で、うたい文句となった行政改革の名のもとに、合理化政策が進められております。例えば具体的な提言で正規職員の比率割合を65%に引き下げる目標や、施設の民営化などについて触れられています。

そこで、広域保健福祉方策研究結果に対する取り組み状況と課題は何であるのか、お伺いをいたします。

最後に、広域計画では、広域的課題の調査研究として6項目について触れております。そのうち広域的な保健福祉に関することとなるとおもわれますが、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの将来的なあり方について、広域保健福祉推進委員会等で検討を行う必要がありますとしております。

そこで、施設の将来的あり方について、広域保健福祉推進委員会での今後の検討をどのように進めていくのか、お伺いをし、質問といたします。

議長（久保田幸治君） 小田切広域連合長。

（広域連合長 小田切治世君 登壇）

広域連合長（小田切治世君） ただいまの高木議員のご質問に対してお答えいたします。

まず、北信広域連合広域計画（第3次）について。

地域振興基金につきましては、平成5年から6年度にかけて、構成市町村からの出資金9億円、県の補助金1億円の合計10億円を基金として設置し、その運用益を広域連合や市町村が行う地域振興のための事業に活用してきたところであります。

平成26年度以降の基金の取り扱いにつきましては、構成市町村との協議により、公共債の満期である平成25年度を目途に結論を出すこととしております。当面の基金活用としましては、全面的に広域連合が行うソフト事業に充当し、市町村負担の軽減を図ることとしており、平成22年度においては、広域観光のためのホームページ作成や、観光パンフレット、ポスターの製作、要介護認定システムの使用料等に活用しております。

この基金を施設の建設事業や土地の購入に充てることは、県補助の趣旨からできなかったわけであり、今後も施設の財政調整基金とは別の目的のものと考えております。

なお、今後の基金の取り扱い方針につきましては、正副連合長会議において協議の上、決定していくこととしております。

次に、養護・特別養護老人ホーム施設の更新計画につきましては、平成21年2月の議会議定例会において、建設からおおむね30年で大規模修繕工事を行い、40年は使いたいという説明をしてきた経過があります。単に30年とは申しましても、途中で傷む箇所が多く出現する場合がありますので、状況を調査、診断しながら、古い施設から順次大規模修繕をしていく予定であります。

また、その後の改築、いわゆる建てかえ計画につきましては、現在、広域保健福祉推進委員会におきまして、保健福祉方策研究報告に基づき、今後の施設のあり方について検討がされておりますし、現在、事務局においても、これまでの経過を整理し直す作業を進めているところでございます。

次に、広域保健福祉方策研究結果報告書と広域的課題の調査研究について。

平成19年3月にまとめられ、提言を受けました広域保健福祉推進方策研究結果報告書につきましては、広域連合が管理運営しております老人ホームを、将来的には民間へ移管するのが適当ではないかという提案でありました。この点につきましては、さきの10月議会でも答弁したとおり、市町村の福祉担当課長等もメンバーとした広域保健福祉推進委員会において検討してきた経過がありますが、具体的な結論は出ておりません。

また、方策研究結果報告に関連し、推進委員会での検討とは別に、施設の経営改善に向けた物品等の共同発注にも取り組んできているところであります。今後の課題としましては、老朽化した施設の長寿命化対策、さらなる経営改善のための給食調理等の民間委託の検討が

必要と認識しております。

施設の将来的なあり方については、広域保健福祉推進委員会による昨年度までの検討の結果、推進委員会の中に作業部会を設けて、調査研究していくことで合意を得ておりました。その後、待機者解消、施設の増床を研究することが最優先されるべきとの関係の皆さんからの意向を踏まえ、本年度は施設の将来についての検討は進展していない状況であります。

来年度以降は再び施設のあり方についての課題を優先させ、重点的に検討していきたいと考えており、その検討組織については、必要に応じて再編することもあり得ると考えております。

報告書に関する具体的な取り組み状況につきましては、事務局次長から答弁させます。以上です。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） 広域保健福祉方策研究結果報告書に対する取り組み状況と課題につきまして、連合長答弁に補足をしましてお答え申し上げます。

報告書の提言を受けまして、正規職員の割合につきましては、民間への移管を視野に入れつつ、看護師及び介護職の正規職員率を平成25年度までに65%に上げていくこととしまして、定年退職不補充を原則に採用の抑制に努め、徐々に正規職員率を上げてまいったところでございます。平成22年4月1日現在、看・介護職員の配置基準というのがございますが、この配置基準の人数と比較した正規職員率は77.6%となっております。

なお、広域連合としましては、入所者の重度化、認知症の方の増加等に対応するため、嘱託職員による加配等を行ってきておるところでございます。なお、これらを加味した施設全体における職員の正規職員率は22年4月1日現在、66.7%となっております。私からは以上でございます。

議長（久保田幸治君） 16番、高木尚史議員。

16番（高木尚史君） 継続でお願いをいたします。それぞれご答弁をいただきましたけれども、一つは地域振興基金の問題ですが、ご答弁にありましたように、財政調整基金とは別枠として、別物として対応していく、そのとおりでらうというふうに思います。

しかし、この基金の、地域振興基金の従前の市町村圏基金も含めまして、なかなかその果実を有効に活用しようと思っても、今日の経済情勢の中では、なかなか果実が生まれなくて、有効活用がなかなかできないという、そういうジレンマがあるわけですが、その中で広域的な観光なども含めて対応をしていくということでもありますけれども、いずれにしても

その最終の位置が、ラインが決まっているわけですから、それまでには何とか結論を出していくということですが、ご答弁の中にありました、正副連合長会議で決定をしていくということでもありますけれども、ただ単にこの10億の基金について、正副連合長会議で決定をするという、それだけの手順でいいのだろうかというふうに思います。

確かにそれぞれお諮りをする中から、それぞれの構成市町村から基金を捻出をしていただいたわけでありますけれども、そのことは議会としてもかかわりを持ってきているわけですから、そういった経過や、あるいは考え方なども含めて、この議会の中でやっぱり議論をしていく必要があるというふうに思いますが、その対応について、どのようにお考えになっているのか、お伺いをいたします。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） 高木議員さんからの基金関係のご質問でございますが、今後の決定の手順について、正副連合長会議のみでいいのかということでございますが、今後の基金の大事な方向性を決めるということでもありますので、当然広域連合の議員の皆様、それから市町村の議員の皆様にもお諮りをすることが、その手順の中では当然あるというふうに認識をしておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

議長（久保田幸治君） 16番、高木尚史議員。

16番（高木尚史君） いずれにしても、それぞれの構成市町村、厳しい財政状況の中で捻出した基金でありますから、それぞれの構成自治体も含めて、議会も含めて十分な意見を聞きながら対応してほしいというふうに思います。短絡的にじゃあ今まで出したんだから、その基金がなくなるという、全部その分返せという議論だって、当然出てくるだろうと思えますし、逆にその10億円という基金をもとに、もっと効率的に有効な、例えば事業なりソフトを含めて考えたらどうだという意見も、当然出てくるというふうに思いますから、そのところは十分意見を聞きながら、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。まだ若干時間ありますから、そういう点では、その手続に、方向づけが決まってからということではなく、経過も含めて十分な報告や説明をお願いをしておきたいというふうに思います。

次に、施設の今後のあり方についてですが、それぞれ30年で大規模改修をして、40年は使いたいということの答弁がありました。さきの議会でも若干触れましたけれども、それと同時に、監査委員の報告にも載っていますように、今後の施設のあり方を含め、施設設備整備計画と長期運営計画の策定の検討をされたいという、そういう監査報告も出されています。

確かに、今、今日的には高齢社会が進行して、高齢化率がどんどん高まっていますが、しかし、あと10年後には、高齢者人口というのはまた減少をしていくだろうというふうに言われています。したがって、今からそういった人口構成や、あるいは今日的にそれぞれの地域では介護保険サービス事業所が多くできていますし、その中には地域密着型や居宅サービスのそれぞれの民間事業者による施設なども多く出ております。

そういったことも含めて、総体的に需要の問題だとか、あるいはどういう障害を持っているのか、介護度も含めて認知症の方もふえてきている、そういうことも踏まえて、今後どのような施設のあり方、あるいは運営も含めて、そのことについてやはり研究を早急に進めていく必要があるというふうに思いますが、そのところには方策研究推進委員会ですか、もかかわってくるわけですけれども、どのように具体的に進めていくのか、そのことについて伺いをいたします。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） 議員さんご質問の、養護、特養を合わせた既存の施設を今後どのようにしていくのかというお話でございますが、平成18年の広域保健福祉方策研究会の結果報告書以来、対応の流れがございました。議会へもその都度状況はお知らせしてきたというふうに認識をしておりますが、平成20年度に入りまして、内部で検討をしていくというところで、その途上にありましたが、新しい特養施設整備の話が出ましたので、その辺の方向がきちっとまだ青写真として示されていない状況にあると思っておりますが、先ほど連合長から申し上げましたように、今の既存の連合の施設をどうしていくのかということは、喫緊の課題でもありますし、新年度から重要な課題として優先してやっていくというふうにも申し上げております。

私ども、この数年間の中でも、いろいろな組織で議論していただいておりますが、いずれにしましても、社会の情勢も大分変わってきておりますし、連合としては、早い時期に将来的なあり方を明確に打ち出していく必要があるというふうに考えております。

現在、事務局の中で課題を整理しており、広域計画の中でも文面にしてありますとおり、保健福祉推進委員会の中で検討し、財政シミュレーションの再精査をし、今後の施設のあり方を再度検討していきたいということを考えておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

議長（久保田幸治君） 16番、高木尚史議員。

16番（高木尚史君） 推進委員会ですけれども、平成19年の3月の研究会は、それぞれ公

募の委員も含めて研究をして、研究結果報告書が出されたわけですが、その後、推進委員会を設置をされているのは、恐らく広域管内の担当課長さんを含めた、そういう組織なのかなあというふうに思います。したがって、民間の方、あるいは利用者というものも入ってはず、恐らくそのたたき台となるものを研究をしているのかなというふうに思うわけですが、それぞれ作業部会を設置をしているというご答弁がありましたけれども、来年度からは重点的に、将来的な展望を検討していきたいということですが、この作業部会をどのように設置をされ、あるいは昨年度を含めて、どの程度会合を持って、どのような議論をされたのか、そここのところをおわかりでしたらお願いをいたします。

議長（久保田幸治君） ここで10分間休憩いたします。再開は3時11分をお願いします。

（休憩） （午後 3時01分）

（再開） （午後 3時11分）

議長（久保田幸治君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） 高木議員さんのご質問にお答えいたします。作業部会のお話が出ましたが、その前に、少しこの間の流れを簡潔に振り返りますと、広域の保健福祉推進委員会は平成19年度で終了し、その後、事務局で検討したという経過がございます。その結果、高社寮を築40年くらいは使用するという、民営化につきましては、しばらく見合わせをとということが要約的なものとなります。21年度に入りまして、1年間ブランクがあったものですから、保健福祉推進委員会を再開いたし、今までの経過と課題を委員さんに示して、これからどうしていくのかということをご議論いただきました。推進委員会のメンバーはそれぞれ市町村の課長さんですが、会議の中で直接介護保険なり高齢者福祉の実務に当たっている係長さんレベルで、検討してもらったらどうかという意見をいただきましたので、それを作業部会と位置づけまして、まずそこで検討して、一定の方向性が出れば、また課長さんたちに集まっていたいで検討するという流れにしておりましたが、その後、先ほどから申し上げておりますとおり、新しい特養整備の方に重点的に取り組むという方向が出ましたので、そちらの方に軸足を移したということがございます。したがって、今後、新年度に入りましたら、私ども事務局案をもって作業部会を開催し、議論、検討に入り、具体的な作業を進め、それをまた委員会の中で形にしていくという流れになるかと思っております。以上です。

議長（久保田幸治君） 16番、高木尚史議員。

16番（高木尚史君） いずれにしても、重点的にという表現を使っておりますけれども、

施設のあり方についてどういうふうな方向を位置づけるのかというのは、大変重要な課題だというふうに思います。そういう中で、現在では広域連合の事務局サイドで事が進んでいますけれども、平成19年のようにそういった研究会という、いわば施設の利用者や、あるいは公募の委員を含めた、そういう研究会というものを立ち上げるというお考えはあるのでしょうか。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） ご質問の件につきまして、まだスケジュール的に検討もしておられない状況でありますので、ここで返答はできませんが、保健福祉推進委員会等の中で、これについてはしかるべき組織の中で再検討すべきだと、再研究すべきだというご意見等が多数を占めるという状況になれば、かつてのような組織を設けて、住民の方、専門家の方のご意見を聞くというようなことも、可能性としてはあるというふうに考えております。以上です。

議長（久保田幸治君） 16番、高木尚史議員。

16番（高木尚史君） というのは、研究結果報告書が出されて、もう4年を過ぎているわけですね。じき5年になるわけです。ということは、この報告書のいわば中間総括的なものをきちっと対応をしなければいけないと思うんですが、先ほどは民間委託の問題も若干触れられましたけれども、物資の共同発注とか含めて、研究結果報告書の中に記載をされている一定のことについては、進んだ部分もあると思いますし、現状のまま改善がされていないところもあるというふうに思うんですが、そういう点では、中間的に全体を含めて総括的なことを進めることによって、今後どうしようという、そういう課題も見えてくるのではないかというふうに思いますが、そのことについて、どういうふうにお考えになっているのかというのが1点。

それと、それぞれ具体的な数字が上がっている、具体的な提言の中の職員の問題であります。正規職員の比率割合を65%に引き下げるといふ、そういうことになってはいますが、確かに施設の配置基準等も含めて、施設によっては配置のされる職員の数は変わってきますから、全体的なものとして先ほど配置基準から比較をして77.6%という数字をいただきましたけれども、果たしてこの中に正規職員だけだろうというふうに思いますが、今日それぞれの施設では嘱託職員、さらには臨時職員という、そういう配置がされて施設運営がされているわけですが、それらの皆さん方のいわば扱いを、この数字の中でどのように扱っているのか、そのことについてお伺いをいたします。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） 高木議員さんのまず1点目のご質問ですが、平成18年に方策研究委員会から出された結果報告書、これをどのように扱って、今後の方向を出していくのかというご質問だと思いますが、この中では、将来的には民営化が望ましい姿ということで、方向づけをいただきました。その点を目標として、その後の推進委員会でも検討をし、そして、引き続き私どもこれからの検討の中での方向性としていくということが必要になるかと思いますが、この間の正副連合長会議の中でも、基本的な方針は民間移行であり、さらに研究をしていくようにというようなことも言われておりますし、私どもとすれば、その辺をどうしていくのかということが、一つの軸になってくるかと思えます。いずれにしても数年たっておりますので、世の中の状況も変わってきておりますし、それらを加味しながら、再度その結果報告書の内容を修正するのか否かというようなことも、検討されることになるというふうに思います。今のところはそんなような考えであります。

2点目の正規職員数の関係ですが、先ほど申しましたように、現在の正規職員率は65%までは行っておりません。これにつきましては、かつて平成25年度までに65%まで引き下げるとような方針が出されておりましたが、最近の入所者の重度化、認知症対応とか、施設サービス内容も変化してきておりますし、それに対応する職員の加配も行っております。それを嘱託対応としていることから、正規職員の率は19年度以降7割を切っている状況であり、施設全体では目標の65%をほぼ達成したとも言えるのではないかと思います。いずれにしても、今すぐに施設を民営化するというような状況にはございませんので、今後、嘱託職員の協力をいただきながら、施設運営をスムーズに進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長（久保田幸治君） 16番、高木尚史議員。

16番（高木尚史君） 比率問題については、65%ということを私は固執をしているわけなんではないんです。65%を達成しろという考えでももちろんありません。やっぱり正規の職員が配置をされて、そして入所者に対してきちとした対応をするという、そのことを考えれば、むやみに嘱託、あるいは臨時職員というものをふやして、正規職員を減らすという、そういうことはやっぱり私の考えとすれば、方向性が違うのではないかというふうに思っていますので、そこのところは誤解をしないでほしいというふうに思います。

予算上の職員の配置ですけれども、事務局を除いてそれぞれの施設で182名、嘱託職員が97名という積み上げた数字があるわけですね。それで予算書の中には臨時職員については人数が記載がされておられませんから、ちょっとわからないですが、臨時職員の状況がどう

いうふうにあるのかということです。配置基準抜きにして、この数字だけで行きますと、65.2%という数字になるわけですね。したがって、大変182人の正規職員に対して嘱託職員が97人という状況というのは今日的に、それぞれ先ほど認知症の話も出ましたけれども、いろいろな重複した症状を持った、いわば介護度の高い人たちも施設を利用するという状況の中では、それぞれの研修や資格問題なども含めて難しい、あるいは多くの課題を持った対応をせざるを得ないということになるわけですが、そういった場合には、やはり正規職員の配置というのがいかに大事であるのかということが見えてくるというふうに思いますが、そういう点で、今後の正規職員の採用計画等も含めて、これらの職員の対応をどのように進めていくか、その点についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） ご質問の嘱託職員の件につきましては、施設全体の安定経営のためには、一定の嘱託職員の協力が必要であります。議員さんが今ご指摘の点につきましては、施設のあり方等々と並行して検討し、慎重に進めていきたいという考えでおりますので、よろしく申し上げます。以上です。

議長（久保田幸治君） 16番、高木尚史議員。

16番（高木尚史君） 臨時職員の問題については、ちょっとまた答弁漏れがありますから、おわかりでしたお願いをいたします。いずれにしても、いわば高齢者の方々、介護度の1から5を含めて、それぞれの皆さん方を預かる施設ですから、それこそ命の問題も含めて、きちんとした対応が求められているというのは、当然だろうというふうに思います。そこにどうという配置をしていくのかということが、やっぱり大きな問題だと思うんです。

配置基準を含めて、先ほどは嘱託職員での加配があるというようなお話もありましたけれども、それ以上に施設に入所している、あるいはされているご家族の方も含めて、どういうサービスの提供、そして安心感が得られるのかという、そのところが一番の大きな関心事だろうというふうに思いますし、そして職員とすれば、正規の職員、あるいは嘱託職員につきましても、それぞれの業務が違うわけではないわけですね。ただ、違うのはいわば待遇面が違うというところですから、そのところはやはりきちんとそれに対応するということがなれば、正規職員としての対応をしていくというのが、当然の帰結だろうというふうに思うんです。

そういう点で、ぜひ65%という数字はありますけれども、これにこだわることなく、当初は19年の場合は80%という数字であったわけですから、いわば80%に戻るような、

そういう態勢の中で、サービスを提供するという、そういうことも一つ追求をすることも必要ではないかというふうに思います。

そんなことも含めて、ぜひ今後、広域保健福祉推進委員会の中で具体的に議論をされていくというふうに思いますけれども、それらのことも含めて、前向きな検討が必要だろうというふうに思いますが、一定程度、この今、来年度から重点的にということになっておりますが、どの辺、あるいはどの程度時間をかけて、あるいはその内容も含めて検討をされていくのか、そのことについて質問をし、私の質問を終わります。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） 臨時職員につきましては、換算しますと介護員で15人程度に施設全体としてはなるかと思いますが、パートさんでございますから、一時的にお願いをするという方について、従前からご協力をいただいているところでございます。施設の運営上、どうしても必要な方々でございますので、引き続きご協力をいただきたいというふうに思っています。

それから、今後のあり方の検討等の内容につきましては、まだ事務局内で打ち合わせはしてございませんので、ここで申し上げる段階ではございません。以上です。

議長（久保田幸治君） 小田切広域連合長。

広域連合長（小田切治世君） 正規職員、嘱託の割合が、どれが一番いいかというのは、これは実際わからない問題でして、一番大事だと私は思っているのは、やはりその地域と一体となった、そういう老人福祉施設であればいいかと、それはもう本当に常々思っています。ですから、そうするためにはどうしたらいいかということ、やはりその研究会の皆さんあたりに考えてもらいたいなあと、そういうことを思っておりますので、またその研究会を通じていきたいと思っております。

議長（久保田幸治君） 以上をもちまして、高木尚史議員の質問を終結いたします。

次に進みます。順位2番、新特別養護老人ホーム整備について。フランセーズ悠さかえの増床について。広域連合の中・長期の財政計画、実施計画策定を。

15番、渡辺正男議員。

（15番 渡辺正男君 登壇）

15番（渡辺正男君） 15番、渡辺正男です。それでは通告書に従って、今回の質問の細部まで、この通告書の印刷物をつけていただきましたので、この質問項目を読み上げさせていただきます。1回目の質問とさせていただきます。

1 番、新特別養護老人ホーム整備について。

- (1) 公募の状況は。
- (2) 事業計画書の様式は。
- (3) 選考委員会のメンバーは。
- (4) プロポーザルの選考基準は。
- (5) ユニット、多床室の利用料は他施設と比べてどうなるか。
- (6) 優先入所順位決定にどう関わるか。
- (7) 利用料負担軽減のために補助金を出す考えはないか。

2 番、フランセーズ悠さかえの増床について。

(1) 計画の進捗状況は。これは昨年 1 1 月に既に完成して動き出しているということなんですけれども、どんな状況であるのか、また答弁いただければと思います。

(2) ホテルコスト軽減の補助金の活用状況は。

3 広域連合の中・長期の財政計画、実施計画策定を。

(1) 施設の大規模改修や基金活用、広域的課題への取り組み等、将来計画が必要ではないか。

以上であります。細部については再質問を自席で行わさせていただきます。

議長（久保田幸治君） 小田切広域連合長。

（広域連合長 小田切治世君 登壇）

広域連合長（小田切治世君） 非常にシンプルな質問で、それについてお答えいたします。

まず、新特別養護老人ホーム整備についてであります。

公募の状況につきましては、最終的には 2 月 1 8 日が事業計画書の提出期限となっておりますので、1 月 1 4 日には事前の参加表明を締め切り、5 事業者から申し出をいただいております。

利用料軽減のための補助金につきましては、構成市町村との協議により、フランセーズ悠さかえの場合とは異なる状況であるとして、交付することは考えておりません。

事業計画書の様式、選考委員会のメンバー、プロポーザルの選考基準、利用料の比較、優先入所順位決定への関わりにつきましては、事務局次長から答弁させます。

次に、フランセーズ悠さかえの増床についてであります。

計画の進捗状況、ホテルコスト軽減の補助金の活用状況は、事務局次長から答弁させます。

次に、広域連合の中・長期の財政計画、実施計画策定をということですので、広域連合

が行う各種の事務事業につきましては、広域計画を策定し、構成市町村と連携して取り組んでいるところであります。本年度から平成26年度まで5年間の第3次広域計画がスタートしております。構成市町村からの負担金を主な財源としている広域連合としては、市町村のような財政計画や、実施計画を策定することは考えておりません。

施設の大規模改修、運営見直しについては、高木議員の答弁で申し上げましたとおり、今後の施設のあり方検討にあわせて、将来を見据えた施設整備や財政調整基金等長期運営のための財政予測などをする必要があると考えております。

なお、広域観光など広域的課題への取り組みにつきましては、今後とも構成市町村からのご意見をいただきながら、必要に応じて調査研究等を行ってまいりたいと考えております。以上です。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） 連合長の答弁に補足してお答えを申し上げます。

事業計画書の様式につきましては、施設整備の基本方針や入所者の処遇方針など、整備を進めていく基本的な内容を記入いただく内容としておりまして、加えて募集要領にもありますように、入所者の決定に当たりまして、広域連合管内在住者を優先すること、地域との連携に十分配慮することを求めています。これに対する事業者としての考え方を記入いただくこととしております。

次に、選考委員会のメンバーについてですが、福祉に精通している方として、民生児童委員、社会福祉協議会関係者、施設の実務経験者として広域連合特養施設職員、そして特養建設推進委員で、全員で16名の方をお願いをしております。

プロポーザルの選考基準につきましては、提出いただいた事業計画書におきまして、募集要領で求めている質の高い介護サービスの提供ができる運営理念や、管内待機者の優先入所、地域との連携等に対する考え方等について審査していただく予定にしております。

次に、ユニット型個室と多床室の利用料に関してでございますが、特別なものがない場合は他の施設と同額となるというふうに考えております。

次に、優先入所順位決定へのかかわりについてでございますが、可能な限り広域連合管内の在住者を優先してもらうようお願いをしていく考えであります。

次に、フランセーズ悠さかえの増床についてですが、計画の進捗状況につきましては、昨年11月12日に増築工事が完成しまして、11月15日に開所をいたしております。

ホテルコスト軽減のための補助金の活用状況でございますが、平成22年12月末現在で、

補助金残額は1億2,081万3,065円となっております。以上でございます。

議長（久保田幸治君） 15番、渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） それでは、再質問をさせていただきます。

最初のこの公募の部分なんですけれども、なかなか18日に事業計画書が提出されて、それから書類を見ながら、最終的には3月のプロポーザルというような、プレゼンを受けてというような形になっていくんで、あんまり詳しいこと、デリケートで言えない部分もおありかとは思いますが、やはりこうした特養の運営、それから細部について、広域連合としての理念にかかわる問題ですので、その辺はしっかりと明らかにしていきたいというふうに思います。先ほど5事業者が一応参加というようなことで説明いただきました。実際にこれが中野市にできることで、雇用とか、それからまた工事の関係、またでき上がった後の資材であったり、備品調達、そういったことなどで、地元への経済効果というのは、およそどのぐらいなその経済効果があるのかというような部分については、試算をもしされているのであれば、お願いしたいと思います。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） 渡辺議員さんから、地元の雇用とか、工事等の関係ですね、経済効果はどうかというご質問をいただきましたが、現在のところそのような試算はまだしておりませんので、よろしく申し上げます。以上です。

議長（久保田幸治君） 15番、渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） 大事な問題ですのでね、広域が何というんですかね、民設民営じゃなくて、公設でやった場合にどんなふうになって、民設民営でやった場合にはどういうふうになるのかというようなこと、10月の一般質問の中でもそういったやりとりあったと思うんですけれども、公設でやった場合と民設でやった場合の比較、試算というのもしされてないというようなことだったと思うんです。どの程度そういった経済効果が上がるのかというのは、やはり考えていただきたいなというふうに思いますし、試算も必要だつというふうに思います。

それで、工事についてはどうなんですかね、これプロポーザルの中で、地元のそういった業者への発注とかということというのは、義務というか、その努力目標というような形で示しておられるのでしょうか。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） プロポーザルさせていただく内容につきましては、地元、地域と

の連携ということで、議員さんがお話しされたような食材、消耗品等を地元で買ってもらうとか、協力病院との連携とか、地域との非常時、災害等での協力とか、その辺のことについて目標をいただいて、私ども審査させていただく予定です。工事については具体的な項目はございません。やりとりの中では出てくるかもしれませんが、直接の審査内容とはしておりませんので、よろしく申し上げます。以上です。

議長（久保田幸治君） 15番、渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） 今回公募の中で、社会福祉法人、特定の地域、市町村名出して、そこに所在する社会福祉法人というようなことと、もう一つは、また社会福祉法人で認可を取得見込みのものというような形で応募だったと思うんですけども、この5事業者の中で、社会福祉法人の認可取得見込みというのがありますかね。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） 今ご質問の件、5事業所の中に、これから法人認可取得見込みの業者はおられるかということですが、数については差し障りがありますので、幾つというふうには答えることができない状況であります。ご理解をお願いします。見込みの業者はおります。数は申し上げられません。以上です。

議長（久保田幸治君） 15番、渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） デリケートな問題ですので、業者を特定されるというようなこと、しちゃいけないかなあというふうには思いますけれども、やはり実績等もきつとプロポーザルの中で点数とかもあったりするんだと思いますけれども、総額で12億から15億円ぐらいというようなことで、1床当たり569万円の県の補助金を受けてということになっております。

そういった説明を受けておりますけれども、今回のプロポーザルというのは、なかなかこう難しい部分があると思うんですね。すごく先ほどの質の高い介護とか、また選考基準、様式の中で、成熟度の高い計画というようなことで、大変抽象的な表現、また地域との連携に十分配慮というようなことであるんですけども、これは本当に入札みたいに金額でスパンとこう出せるのであれば、業者の選定というのはすごく楽は言わないですけども、選考しやすいと思うんですね。例えばこういった抽象的な理念的な部分で、どちらが上でどちらが下かっていう部分の、この選考基準というのは、すごく難しいと思うんです。

それで、先ほどの選考委員会の皆さんも、メンバーたくさんおられますけれども、一致してこの業者についてというような形になればいいんですけども、例えば職員の配置であったり、

1人当たりの面積であったり、建物に対する、その先ほど12から15っていう、億円というがありましたけれども、それが立派な建物ならプロポーザルの高いのか、それとも、そのハード的には安く上がったとしても、中身のその食材やら、いろんなサービスの部分について、そういう成熟度の高いという点数になるのか、その辺がすごく金額で決められない部分のこう、今回のプロポーザルだと思うので、その辺が大変議員としても不安な部分なんですけれども、その辺、今現在どういうふうにと選考基準を設定して進めていくか、その辺、具体的なきつと項目ごとに点数をつけるような形で、合計点でやるのかなあというふうにするんですけれども、その辺、具体的にもし今現在の考え方があれば、説明いただければと思います。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） 今、議員さんの問われた件でございますが、私どもプロポーザルで審査をするわけでありますから、事業者を採点する評価の配点というものをつくりまして、細かい話は申し上げられませんが、先ほどお話ししましたように、事業計画の内容とか、収支計画とか、広い内容について採点をし、得点の多いところを選考結果としていく考えです。

委員さんにつきましては、新しい方、初めての方もおられるので、2月23日に選考委員会を開き、その辺の目合わせといたしますか、標準的な意思統一といたしますか、どういうところで審査をするのかということ、事前に勉強会を開催をしまして、ある程度のレベルをそろえてから3月のプロポーザルに臨むということで、16人の目から見て審査し、大方の委員さんがこれでいいという結果になれば、その事業者が選ばれるということになると思いますので、よろしく申し上げます。以上です。

議長（久保田幸治君） 15番、渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） 大変難しい答弁なんだろうなあというふうに思います。公募の中で土地、旧中野平中学校のところだということなんです、9,976平米のうちの必要面積というような形になっていると思うんですね。この必要面積、例えば業者によっては、うちは5,000平方欲しい、うちは4,000だと、うちは3,000でいいとか、いろいろ出てくると思うんですね。それから土地のことについても、その後もいろいろの定期借地権とか、開設準備とかに、業者が決まったあと、今度そういった補助制度の活用というの、業者の中であると思うんですけれども、必要面積の考え方と、土地の売買と賃借ですね、単価については買い取りの場合は1万4,900円、平米、借りる場合は620円平米というようなことなんですけれども、これは借りてやってもらっても、売買でやっていただいても、必

要面積が多くても狭くても、これはその例えばプロポーザルに影響というのはあるんですかね。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） まず土地の問題ですが、これは中野市さんの方から方針を出していただきまして、借りていただくのも結構だし、買い取っていただくのも結構だと、それはどちらでも構わないと、ただしこれは採点には影響をしません。

それから、土地の面積の関係でございますが、これにつきましても、どのくらいでなきゃいけないということもありません。施設が例えば1階、2階とか、それによっても変わってきますし、これ以上の面積でないといけないというようなことは、ないということによろしくをお願いします。以上です。

議長（久保田幸治君） 15番、渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） それでは、今回の事業計画書の中に、多床室とユニット、両方併用というようなことで、それぞれの多床室を何人、ユニットに何人という、そういう割り振り方ですね、これも規定してないんですよ。例えば20人をユニットで、80人多床というようなことにはなっていないんで、これも微妙な問題で、聞いていいのかわからないんですが、広域のやはり低所得の皆さんが、やっぱり入所を希望される場合に、ユニットよりも多床室の方が、特にまた新しい施設でありますので、ホテルコストやそういうものが安い、フランセーズ悠さかえでも月5万円ぐらい、ユニットの個室、差があり得ると、多床室で差があるというようなね、話も聞いておりますけれども、これは広域としてのやっぱり特別養護老人ホームの運営に対するこう理念というか、考え方だと思うんですよ。

さかえの場合は、もう当時の法律的な、国の方針が、もうこれからは補助金出すのはユニットしか認めないというようなことだったので、そういうことなんですけど、今回は多床室も対象にするというようなことで、規制緩和されているわけなんで、この辺、広域としても20・80でも、30・70でも、50・50でもいいってというようなね、その辺がはっきりと私はね、広域としては方針出すべきじゃないかなって思うんですよ。それも全部含めて丸投げというような形だと、ちょっと広域として、地域の皆さんに責任果たせるのかなあっていうふうに考えるわけですけども、その辺についての考え方をお願いします。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） ユニット型個室と多床室との関係ですが、この割合についてどうするのかというのは、建設委員会でいろいろ議論がありました。募集するときに、こっちを

何割、こっちを何割というようなことも明示すべきではないかというような議論も出ました。しかしそれは募集してくる事業者が、自分たちの経営と住民のニーズを考えながら、最も適切なもので提案していただくという形にして、それを私どもが審査をさせていただくという方向に決めましたので、そこは連合としては明示しておりません。ユニット型個室だけにする、多床室でいいですよという、経済的に余裕のない方が入れないということになります。それは問題でありますから、複数のメニューを提案した施設が望ましいだろうというのが、私どものスタンスでありますので、よろしくお願いします。以上です。

議長（久保田幸治君） 15番、渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） ですからね、その将来のその経営計画みたいな部分で言うと、事業者とすればユニット型の方が、同じ例えば定員がね、変わらないのであれば、定員が100なんのであれば、ユニットを多くした方が売り上げ、売り上げっていう言い方はちょっと違うかもしれないですけども、将来の財政計画はその方がいいっていうふうになるんだと思うんですよね。そうじゃなくて、地元の皆さんが経済的にも大分地域は落ち込んできている中で、なかなかその国民年金だけでは、こういった施設を利用できないっていうようなね、時代になっていて、その中で、じゃあ施設の運営方針はやはり1カ月の売り上げをどう確保するかっていうような考え方と、だけども入所したいのに、希望されても金額が高くて入れない、そういった人たちに対して、どういうふうに考えるのかっていうのが、やっぱり民間と、広域の官の場合は違うんだと思うんですよね。だからこれを30・70にした場合と、20・80にした場合、どういう点数なのかなあというのを、すごく気になっちゃうんですね、点数変わらないっていわれれば、そうなのかもしれないですけども、やっぱり広域とすれば、利用したくてもできないでいるような人が待機者で、待機者にもなれずにいるような人たちが、やっぱりたくさんいらっしゃるというふうに思いますし、そうではない、保険料をちゃんと納めている中で、施設の利用希望の人たちは利用できるっていうようなものになってほしいなあというふうに思います。

ちょっとデリケートなことなので、これ以上ちょっと聞いてもあれかなと思いますけれども、今回のその地域との連携に十分配慮していることがうたわれていますけれども、今回のその旧中野平中の場所っていうのは、中野のやはり市街地で、周りに小中学校もあるというようなことで、今までとちょっと地域性というか、そういうのが違うと思うんですけども、こうした中で、やはりその閉鎖的なそういう施設じゃなくて、地域やその周りの人たち、子供たちや何かに、ある程度開放されたようなね、そういう開かれた施設といいますかね、そ

んなものが求められるんじゃないかなあというふうに思うんですけども、今回その地域との連携に十分配慮っていう、その概念ですね、その辺ちょっと詳しくお願いしたいと思います。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） 議員さんご質問の地域との連携の中身、いろいろ先ほどから出ている、あるいは別な点もあるかもしれませんが、第1点目は、管内の希望者を可能な限り優先していただくことがありますし、先ほど議員さんもおっしゃいましたが、職員の雇用の関係、あるいは物品の調達につきましても、できるだけ管内のものを利用していただくというようなこと、それから特別養護老人ホームは福祉施設ですから、周辺の保育園、小学校、場合によっては高校生のボランティアとかですね、いろんな交流等も開かれた施設として、事業者がPRする部分でもあろうかというふうに思います。

また、地域の人に、もし万が一の災害があれば、お手伝いをしたり、逆にご支援をいただき、助けていただくという場面もあるかもしれません。それからそれぞれのお祭りに、お互いに行ったり来たり、その辺の交流だって考えられます。そういう点は工夫次第で地域に開かれた施設づくりというものが望まれるわけでありまして、具体的にプロポーザルの中で考えをお聞きしていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（久保田幸治君） 15番、渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） 先ほどユニットと多床室の利用料については、ほかの施設とは同額だっていうふうにあったんですけども、ホテルコストとか、その食費ですね、その部分については、施設によって若干違うんじゃないかと思うんですけども、その辺、この仕様書の中にも恐らくその金額書き込む部分もあったと思うんですけども、その辺、やはりなるだけ高くないようなことを、私たちとしては望みたいんですけども、その辺の考えについてお願いします。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） ご質問の件ですが、介護度による負担金等は、基本的には決まっています。プラス施設でその施設の個性を出すという部分で、そういうところに上乘せをするというスタンスがあれば、上がっていくというふうに思いますが、その辺は他の施設同様の基準額での部分もあるというふうに考えており、今のところその点については、私ども言える立場ではございませんが、そういうものも含めて、具体的な考え方を聞いていくようにしたいと思います。以上です。

議長（久保田幸治君） 15番、渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） 利用料の負担軽減のための補助金を出す考えはないというふうに、繰り返し答弁いただいているんですけども、先ほどから質問していますとおり、やはり広域の介護保険事業の広域としてのしっかりとした理念を持ってもらって、利用者に還元される、喜ばれる、そういった施設、また地域にも開かれて、また地域の経済効果もしっかり上がるような、そういうふうな形になっていくように、選考任務はお願いしたいなあというふうに思います。

それでは、フランセーズ悠さかえの増床についてお願いします。増築というようなことで、フランセーズ悠さかえひがしというんですかね、新しくできたというようなことで、これは総工事費とその工事を請け負った業者というのは、地元の業者だったのか、お願いしたいと思います。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） 総工事費については、手元に資料がありませんのでお答えできません。業者につきましては地元の業者ということです。以上です。

議長（久保田幸治君） 15番、渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） 総工事費について、余り関心を持たれてないようですね。広域がやはりそれを認めて、こういう増床っていうのはあったわけなんで、幾らかけてどういうその施設ができたのかっていう、把握しておいていただきたいなあというふうに思います。

それで、今現在その多床室ができたわけですけども、その多床室の管内者の利用状況についてはどうでしょうか。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） 増築した多床室の利用状況はどうかということでございますが、先日、私ども施設の方へ出向き状況をお聞きした中では、2階はもちろん満床なんですけど、1階の部分、従来型多床室は34床ございまして、このうち17床は入所済みで、残り17床がまだ入所をいただいていないという状況でございます。その原因は何かということでございますが、職員の体制がまだとれていないということでございまして、それができ次第、解消できるというお話をお聞きしてきました。

議長（久保田幸治君） 15番、渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） 管内の待機者もたくさんいらっしゃるね、それでフランセーズ悠全体でも待機者数は260人というふうにね、ホームページでも公表されているんですね。な

のにこう17も空いているというのも、ちょっと理解できないんですが、その先ほど職員体制という話がありましたけれども、その辺はもう既に11月開所で、もう3カ月ですか、たっていますけれども、今現在どうなんですか。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） 私どもお聞きしたのが、2月7日ですので、ほとんど状況は変わっていないと思います。以上です。

議長（久保田幸治君） 15番、渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） 場所的な要因なのか、その辺ちょっと詳しくわからないですけれども、ちょっと問題かなあというふうに思いますよね。普通だったらすぐに待機者の皆さん埋まるんじゃないかなあというふうに思ったんですが、またその辺は実態しっかり調べていただいて、また議会の方にご報告をお願いしたいと思います。

その広域の多床室と比べて、フランセーズ悠さかえひがしの多床室のそのホテルコストも含めた料金というのは、どうなっているんですか。同じぐらいな額なんですかね。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） フランセーズ悠さかえでございますが、ユニット型の個室の基本料金は6万2,000円、多床室につきましては4万7,000円程度でございます。以上です。

議長（久保田幸治君） 15番、渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） ですからね、広域の多床室と比べてどうなのかというのを聞いたかったですけれども。

議長（久保田幸治君） 暫時休憩いたします。

（休憩） （午後 4時02分）

（再開） （午後 4時08分）

議長（久保田幸治君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） 失礼しました。先ほどのフランセーズ悠さかえの場合、第2段階で4万7,190円ですが、これにつきましては、広域の施設と同額でございます。それからちょっと追加させていただきますが、地域との連携の関係では、新しい特養施設と、私ども広域で持っている施設との連携も大事なことだと思いますので、今後お願いをしていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

議長（久保田幸治君） 15番、渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） だから同額の部分ではなくて、その先ほど高木議員の質問の中でもありましたけれども、介護報酬の中から広域は補てんして70円とか50円とかね、食費やホテルコストの部分、生活費の部分で補てんしているというような話がありましたよね。例えば片方で日常生活費は取っているところと取らないところってあるんで、その部分です、その介護保険じゃない部分、そこの違いというのはどうなのか。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） 大変申しわけございませんが、そこまでの情報収集はしてございませんので、ここでお答えはできませんが、よろしく申し上げます。以上です。

議長（久保田幸治君） 15番、渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） もしその17床の空きが、3カ月にも渡って空いているんだとしたらですね、この恐らく、その分析もできてないということですよ、その値段もよく把握されないということであれば。ちょっと経営者としては、恐らくこれ大変なことだと思うんですよ。1床空いているだけでも、月に30万、40万の介護報酬変わってきちゃいますよね。17床空いているというのは、すごく大きなあれだと思うんですよ。先ほど補助金を出した中で、そのホテルコスト軽減の補助金についてですね、もしこの多床室が広域と比べて割高で…。

議長（久保田幸治君） 時間が過ぎましたので、質問を打ち切ってください。

15番（渡辺正男君） じゃあ終わらせます。割高になってるから、もしそういうふうに入る人がいないのであればですね、その今6,500円、ホテルコスト軽減、補助金使われていますけれども、多床室の方にもね、そういった負担軽減を提供してもらうようなことも提言していただきたいなあというふうに思いますけれども、その辺についての考え方だけ、じゃあ最後にお聞かせいただいて、終わりたいと思います。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） ご質問の件につきましては、10月の議会でもお答えを申し上げましたが、増築された多床室に補助金を出すというような考え方はありません。以上です。

議長（久保田幸治君） 以上をもちまして、渡辺正男議員の質問を終結いたします。

ここで10分間休憩いたします。

（休憩） （午後 4時12分）

（再開） （午後 4時22分）

議長（久保田幸治君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に進みます。順位3番、特別養護老人ホームについて。介護保険制度について。

17番、青木豊一議員。

（17番 青木豊一君 登壇）

17番（青木豊一君） 青木豊一でございます。通告いたしました2点につきまして質問いたします。

最初に、特別養護老人ホームについて、4点連合長及び代表監査委員に質問いたします。

1点、民設民営の特養建設の10月議会以降の経過と今後について。

2点、当特養建設の地域要件をどう考え、具体化されたのか。

3点、特別養護老人ホームの今後について、連合長及び定期監査の施設運営についての中で、意見が出されておりますが、このことにつきまして、代表監査委員にお伺いいたします。

4点、介護職員等の待遇改善について。

2つ目に、介護保険制度についてであります。

1点、介護保険認定について。

2点、介護保険制度改定に伴う認定の変更について。

以上であります。継続質問は自席で行います。

議長（久保田幸治君） 小田切広域連合長。

（広域連合長 小田切治世君 登壇）

広域連合長（小田切治世君） 青木議員のご質問に対してお答えいたします。

まず、特別養護老人ホームについて。

10月議会以降の経過につきましては、建設推進委員会を現在までに6回開催し、募集要領、選定方法を検討してきました。この間、12月13日からは事業者の募集を開始し、渡辺議員にもお答えしたとおり、5事業者の意思表示がありました。今後は、3月中旬に選考委員会により、事業者の評価を行い、3月下旬に正副連合長会議で事業者を決定する予定であります。

特養建設における地域要件につきましては、渡辺議員に答弁したとおりであります。

次に、特別養護老人ホームの今後につきましては、高木議員にもお答えしたとおり、広域保健福祉推進委員会で検討を行ってきたところではありますが、待機者解消のため特養の新設を先行しており、現在、中断しておりますが、今後、改修計画も含めて検討してまいりたいと考えています。今回の特別養護老人ホームの開設につきましては、さきの10月議会でも

お答えしたとおり、北信広域連合が事業者になることは考えておりません。意欲のある社会福祉法人に設置運営していただくものとしたものであります。

職員の待遇改善についてであります。当広域連合におきましては、施設職員の働きやすい環境づくりを進めるとともに、優秀な人材を確保するため、勤務条件等職員の待遇改善に努めているところであります。これまで行ってきた改善等々につきましては、事務局次長から答弁させます。

次に、介護保険制度についてです。

介護保険制度につきましては、平成24年度からの介護保険制度の改定に向けて作業を進めてきた厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会での見直し案が、昨年11月に示されました。新しい動きとして、在宅生活を続けるための24時間対応の定期巡回、随時対応サービスの導入を提案しているのが注目されるところであります。また、部会の中でも制度維持のための財源確保の問題が議論されたようであります。細かな点に言及する立場にありませんが、丸10年を経た制度であり、制度創設の原点に立ち返り、より一層充実したものになるよう期待しているところであります。

次に、平成21年度の介護制度改定に伴う認定の変更につきましては、改正前と比べても認定結果に特段差異は出ておりません。介護認定において、コンピューター判定を廃止すべきとのご意見であります。介護度の決定に際しましては、訪問調査の特記事項や、主治医意見書を資料として、介護認定審査会において協議され、より適正な判定が行われるものと考えております。介護保険事業を運営している各市町村からも、特段の意見は届いておらず、現状の判定方法が適切であると考えております。

議長（久保田幸治君） 代表監査委員。

代表監査委員（平野英孝君） 青木議員の質問にお答えをいたします。

平成22年度の定期監査の結果報告において、特別会計に係る事項として、今後の施設のあり方を含め、施設整備整備計画等、長期運営計画の策定を検討していただくよう、意見を添えさせていただいたところでもあります。これは広域連合が運営している老人ホームについて、開設後それぞれ相当の年数が経過していること、また入所希望者が多数おられることから、早目に将来の施設のあり方を含めた具体的な方向を検討する必要があるとの見解で申し上げたものでございます。以上です。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） 私からは、これまで行ってきた職員の待遇改善につきまして、連

合長答弁に補足してお答えを申し上げます。

年休を取得しやすい体制づくりのため、年休対応として嘱託職員を1名各施設に配置しているほか、個別ケアや認知症等に対応するため、嘱託職員を加配してきております。また、嘱託職員の報酬につきましても、特に有資格者の報酬単価の引き上げや、昇給制度の導入、割り増し報酬の支給月数の増等改善に努めてきたものであり、さらに平成22年度からは、お話が出ておりますように、介護職員の処遇改善事業交付金を活用して、期間限定ではありますが、一時金を支給するなど、待遇改善に努めているところであります。以上であります。

議長（久保田幸治君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） それでは、具体的にお伺いしたいと思います。

まず、民設民営の問題についてでありますけれども、私の立場は従来から申し上げておおりであります。私がこの地域要件を設けるべきだというふうに申し上げたところ、事務局次長から募集要項等の中で検討している最中だということで、先ほどの答弁があったかと思うんですけれども、具体的に私が提起したことについて、どのような検討をされ、なおかつそれを結果的に排除すると、地域要件に入れないということはなぜなのか、その点にお伺いしたいと思います。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） ご質問の地域要件の件ですが、この広域管内の入所希望者を優先するというお話かと思いますが、これにつきましては、フランセーズ悠さかえの時合との違いもございますし、今回、私どもが補助金を出すというような立場もとっておりませんが、できるだけそういう方向をとっていただくようお願いをしていくこととして認識しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上です。

議長（久保田幸治君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） 認識をしていただくということと、実態が余りにも隔離していきすぎると思うんです。例えば先ほど皆さん方が地域要件として掲げられたのは、入所者を地域を優先してほしいと、このことは言われましたけれども、雇用問題、あるいはまた設置業者につきましても、答弁は中野市というふうに、フランセーズ悠おっしゃったんですけれども、あれは確か飯田だかあちらの南信地方の業者だったはずですよ。そういうふうな、やはり十数億円をかけたものが、いわゆる管内の業者ができるものを外に出すことが、なぜ地域要件としてその明確にされなかったのかどうか。あるいはまたフランセーズ悠さかえは、地産地消というふうにおっしゃっていますけれども、あそこは確か給食は民間委託です。こういうふ

うな中で、この地産地消だとかね、中野市の経済に後押しをするという、こういうことが全くやはり地域要件の中に具体化されない。なぜこんなことになるのか、改めてお伺いしたいと思います。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） この地域要件の関係につきましては、私ども今まで6回開催をしてきた建設推進委員会の中でも、いろいろご議論をいただきました。これについて、県下の状況を見ても、こういう地域要件を条件というか、覚書もそうですが、そういうものに盛り込んでいるところはまずないんです。これは私ども圏域の特徴だと思いますが、地元の住民の皆さんが望んでいる気持ちのあらわれかもしれませんが、これは介護保険制度上、その地域の圏域の計画に参入をいただくということは、当然その考えのもとに扱っていただくということで、私どもとしては、やわらかい言葉になっているかもしれませんが、委員会の中ではぎりぎり議論をいただいて、それを収れんさせた言い方になっているというところで、ご理解をいただくしかないと考えております。

当然、民間の方は民間の考えでやっている部分もございますから、そこに余り介入してもいけないものですから、その辺の自主性、主体性は尊重していくということも必要だというふうに思いますが、そういう委員会の中での議論をいただいた結果であるということで、ご理解をお願いします。以上です。

議長（久保田幸治君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） そうするとですね、私が従来から主張していますように、公設公営というものは、そういう問題はみんなクリアできるわけですよ。今、雇用問題一つ、暮らしの問題一つをご覧になってもおわかりのように、いかにして地域住民の方々が努力されているけれども、仕事がしたくても仕事がない、あるいは農産物を一生懸命つくったけれども、これは安全なおいしい農産物が売れない、このときになぜ行政が、この地域住民の皆さんの苦労に後押しをすることができないんですか。これはやはり少なくとも、私たち広域連合がこの設置を認めなかったら、それらの業者は仕事がないんですよ。できないんですよ。それぐらい、やはり広域連合には民設民営だったとしても、その私たちがせめてもね、このそういうふうなことをやはり主張することは、何ら恥ずかしくもないし、まさに地域住民からするならば、広域連合もいいことをやってくれたと、褒められてもしかれることはないと思うんですけれども、これでは一体地域住民のためのものなのか、あるいはよその県、内外のね、業者のものなのか、ここはやはり問われてしまうということですから、そういう問題と

この問題について、もっと真剣に正面から受けとめていただきたいと思いますが、改めてお伺いしたいと思います。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） 議員さんのご質問でございますが、その前に、先ほどフランセーズ悠さかえの増築工事業者は圏域外というふうにおっしゃられました。この増築工事につきましては、飯山市のサンタキザワであり、圏域内の業者でございましたので、よろしくお願い申し上げます。

17番（青木豊一君） 私が圏域外っていうのは、元の業者だ。

事務局次長（金井 晃君） それから地域要件の関係で、再度のご質問でございますが、私の段階では、先ほど繰り返したお話を、もう一度お答えするしかないんです。法人の方ではプロポーザルの中でも、その辺のお考えを十分アピールしてこられるというふうに認識をしておりますが、その辺も評価の対象になってくるというふうに思います。答弁は先ほどと同じ繰り返しになってしまいますが、よろしくお願い申し上げます。以上です。

議長（久保田幸治君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） 私はですね、ですからこの少なくとも12億から15億円という総事業費のね、事業を圏内のやはり業者がやってもらえるかどうかということは、私はやはり地域の業者の皆さんはもちろんのこと、地域住民も本当にやはり喜んでくれると思うんです。ですからもう地域要件は出されていますから、今お答えのように、業者選定の中でね、やはりこのところは、きちっとやはり事前にもやって、そうしてやはり私はやはりこの地域住民、そしてまた経済の活性化にも役立てると、こういう姿勢が必要だと思うんですけれども、次長は私の判断ではこれ以上できないと言いますので、連合長いかがでしょうか。

議長（久保田幸治君） 小田切広域連合長。

広域連合長（小田切治世君） 今、金井次長がお答えしたとおりでありまして、私もそういうふうに思っております。以上です。

議長（久保田幸治君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） そうすると、いわゆる次長は、私の中ではこれまでということを行ったか、選定委員会の中でそういう問題を考慮するというふうに解釈してよろしいわけですね。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） 今のその件につきましては、具体的に選考委員会の中で出てくる

話だと思いますので、その点でご理解をお願いします。以上です。

議長（久保田幸治君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） それからですね、先ほど渡辺議員の中でもありましたように、民設民営というものと、この広域連合の関わりというものがね、いかにその遊離しているかと。例えば20床増設して、17床がいまだやはり入居者がいないと、こういうことがやはり連合として、私は放置できない問題だと思うんですよ。もしこういうことが、仮に100床のものができたと、ところが同じようにそういう空白があっても、一方では入居者がいると、待機者がおいでになると、一方では空き室があると、こういうことでは、やはり一体この特別養護老人ホームの設置というものは、だれのためかということが問われてしまうわけですから、そこの辺はやはりこの新しい施設や、フランセーズ悠さかえにつきましても、もっとやはり連合としてもきちっとして入所や、あるいはやはり実態の把握をやはり図っていただくべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） フランセーズ悠さかえの増床分が埋まってないということでございますが、これは、職員の雇用の問題がございまして、これは私ども広域連合と同じ状況でございまして。以上です。

議長（久保田幸治君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） 問題はですね、そのそれは広域連合にそんなこと聞いてませんよ。皆さん方の予算説明をされてもね、職員がいなかったために入居ができませんということもね、これは管内の皆さん方に言ったらどうなるんですか。業者も責められるかもしれないけれども、一体広域連合が認めておきながら、どうなっているのかと、例えば私も今こういう議会のさなかにですね、ある方が施設からも病院からも入院ができないとあって、80を越えるひとり暮らしの方から、直接じゃないけれども、間接的な依頼が来ているんです。そういうふうな管内の人たちが、ひとり暮らしで肺炎をやっておって、しかも1人しかいられないという方が、ただ1人でうちにいなければならないのか、その一方で17施設も空いているという、この現実をやはり一体私とのやりとりではなくて、地域住民や待機者の皆さん方に対して、そういうことで私はわかりましたというわけにいかないんですよ。こういうことは新しい民設民営の中でも起きることなんです。そういう点で、やはりフランセーズ悠さかえは特に増設したものは補助金は出していないとしても、最初のものには補助金が出ているわけですから、当然やはりもっと強い意思と主張を持って、この問題やはり即刻解決するべきだというふう

に思うんですけども、そういうこととのかかわり合いで、この新しい民設民営の問題というものは、非常に心配をせざるを得ないわけですけども、まず一つは、フランセーズ悠さかえに対する対応と、そういうことがやはりないように、いわゆる選考委員会の中で十分業者に明確にして、業者の責任というものをやはり明らかにしていく、それもやはり選考の基準していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長（久保田幸治君） 小田切広域連合長。

広域連合長（小田切治世君） 職員がいなくて、今のところ開けないというのは、これは我々も努力しなくちゃいけないところであります、実は今そういうことが病院の方でも起きています、看護師がいなくて病棟が使えないと、ですので、それはもう地域全体で考えなくてはいけない問題なんですね。それでまたフランセーズ悠さかえの方へ行ってもわかりましたけれども、民設民営、とってもよくやっております。そしてその今従業員がいらないから、これに関しては確かに広域の皆さんに、そういうことなんでということで、言わざるを得ないんですけども、我々も努力していきたいと、このように思っています。

議長（久保田幸治君） 質疑の途中ですが、お諮りいたします。本日の会議時間は議事の都合により、この際あらかじめこれを延長したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（久保田幸治君） ご異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

質疑を続けます。

17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） いわゆる医師や看護師がということは、一般的にはわかりますけれども、やはり私たちは、だからといってそれを手をこまねいていたらね、地域住民の皆さん方には、それならば一体、議会も行政も一体何なのかということをお問われてしまうわけですよ。そういう問題として、私はしっかりこの問題を対応していただきたいし、民設民営が本当にやはり地域住民の皆さん方に、やっぱりよかったとっていただくには、こういう問題をクリアしていかなければね、地域の皆さん方の合意や理解は得られないわけですから、ぜひ仕方がないではなくて、こういう問題を解決しながら、民設民営でも立派にやはり地域住民のご期待にこたえられると、こういう方向に進んでいただきたいというふうに思います。

続きまして、時間の関係もありますので、代表監査委員にお伺いしたいわけですけども、先ほど代表監査委員は、意見書の一部をお読みになられたわけですけども、私はやはりこ

ここにはそのいわゆる監査委員さんとして、今の財政、監査の立場からして、公設公営と民設民営と、どの方向がいいと、あるいはそのことについて、どういうお考えをお持ちなのか、お伺いしたいと思うんです。

議長（久保田幸治君） 代表監査委員。

代表監査委員（平野英孝君） お答えいたします。幾つかの選択肢があるとは思いますが、内容はどういうふうにすべきかというのは、監査委員の立場としては申し上げる必要はないと思っています。よろしく願いをいたします。以上です。

議長（久保田幸治君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） 私はですね、なぜ公設公営が必要かと、これはね、いわゆる先ほどの福祉研究委員会のときに出された資料と、今日の連合の状況を見ておきますと、その例えば基金につきましては、平成23年度にはこの計画よりか何と10億7,970円、173%計画と比べまして基金がふえている。そしてですね、じゃあこの起債の方はどうかといいますと、現在でこれは言いますが、賃料を含めて約9億5,000万円前後だと思うんです。ですから経営が決してこのどうにもならない状況じゃないんです。

じゃあ、なぜこういうことが起きたかと、先ほども質問がありましたように、いわゆるこの介護保険と介護職員と看護職員合わせて65%にするという、こういう方向が研究委員会の報告書のあれに出ているわけです。その結果、16年のときには約76%だったのが、今は66.6%、23年度予算で。その結果、どういふやはり資産が浮いたかというのと、この間努力をされまして、介護報酬等につきましても、引き上げられたことは私承知しています。それでも、なおかつこの正職員等の差はどうかっていうと1億3,000万円、差があることによって1億3,000万円というのが年間ですね、人件費で浮くんです。

こういうふうにして、この計画よりか10億円以上もの基金を積み立てるといふ、こういう状況をこのままにしておいてですね、私は民設民営でやらなきゃだめだなんていう論理では合わないわけです。しかも介護保険には市町村からの分担金は1円もない。こんな健全経営をしているところはないんです。ですから私はこの点では、やはり民設民営ありきじゃなくて、公設公営をやはり、自信をもってやはり進めるべきだと。

同時にもう一つは、余りにも低いこの介護職員のこの基準をですね、やはり引き上げるべきだと思うんですね。例えばこの平成22年のを見ますとですね、約229万円ほど少ないんです。さらに手当も当然少なくなっているんですけれども、そういう点で、この問題の改善と、しかもこれがですね、今日は今いないんですけれども、人材派遣会社から広域連合

が職員を雇ったことあるんですね。受け入れたことあるんです。このときはいわゆる350万円ほどです、年間。ところが今一生懸命働いておられる所属の嘱託の看護師の方は230万円にもならないと。こういうふうなやはり現状はね、私はやはり是正しなきゃならない。あるいは調理師の人たちは、年間189万円です。まさに官製ワーキングプアなんです。こういう状況はやはり放置しているというところに、私はやはり広域連合の、下降的ですが、この公設公営がうまくいっている一つの大きな要素なんです。ですから、私は少なくとも正職化を図ることとともに、しかもことしの予算では、確か10人前後退職されるわけです。これを全部新規にすれば、賃金も給与も大きくやはり少なくなるわけですね。こういう点からしても、やはり新しい正規職員を、やはりやって採用して、そしてやはり介護職場も若々しく元気なやはり状況をつくっていくということは、私はどうしても必要だと思いますので、そういう点について、お考えをお伺いしたいと思います。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） 青木議員さんからお話があったその件につきましては、私ども何回も申し上げておりますが、平成23年度で、今後の施設運営全体をどうしていくのかという検討の中で、これらの問題を含め、どうあるべきか検討をしていきたいというふうに思っていますので、ご理解をお願いします。以上です。

議長（久保田幸治君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） 時間がなくなりますが、ぜひそういうことを真剣にですね、やっていただいて、少なくとも官製のそのワーキングプアを直ちにやはりなくしてやるというふうにしていただきたいと思います。

それから、介護職員の処遇改善交付金なんですけれども、厚生労働省のホームページでは、24年以降も改善に取り組むというふうに明記されております。なおかつ注目されるのは、交付金見込額を上回る賃金改善計画を事業年度ごとに策定し、職員に対して周知した上で、都道府県に申請を行い、承認が得られれば介護職員の賃金改善のための賃金が介護報酬とは別に毎月自動的に交付されると、こういうふうな制度もね、やはり積極的に取り入れて、やはりこの地域の職員の皆さん方が本当に広域連合にいることが誇りであるし喜びになると、こういうふうにやはりぜひ研究していただきたいと思います。このことについてお答えいただきまして、私の時間も終わりのようですから、ぜひ、いずれにいたしましても、公設公営を続けていただくことをお願いして、今のお答えだけしていただきたい。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） 議員さんからお話がありました処遇改善事業交付金の関係も、私ども鋭意取り組んできた経過があります。今後もいろんな情報を収集しながら、よりよい形を模索していきたいというふうに思いますので、議員各位のご理解をお願いしたいと思えます。以上です。

議長（久保田幸治君） 以上をもちまして、青木豊一議員の質問を終結いたします。

3 討論、採決

議長（久保田幸治君） 次に進みます。日程3、討論、採決を行います。

初めに討論を行います。討論のあります方は、早急に書面をもって議長の手元まで通告をお願いします。なお、発言通告書は事務局長のところにあります。

ここで暫時休憩いたします。

（休憩） （午後 4時58分）

（再開） （午後 5時01分）

議長（久保田幸治君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

通告がありますので、発言を許します。

17番、青木豊一議員。

（17番 青木豊一君 登壇）

17番（青木豊一君） 青木豊一でございます。議案第1号から10号までにつきまして、討論を行いたいと思えます。

議案1号はご承知のように、先ほども議論されましたように、いわゆる北信広域連合として事業化いたしました特別養護老人ホームが、私たちは公設公営を求めたわけですが、残念ながら民設民営ということでもあります。私たちは地域住民の皆さん方の待機者を解消したいと、こういう切なる願いをやはり最優先して、この問題に検討をし、そしてまたその待機者の解消ということのために、あえて民設民営という問題についても、本当にやはり心は何とも煮え返る面もあるんですけども、特別養護老人ホームがふえる、設置できるということはいいことだと思いますので、賛成をするものであります。

なお、この問題につきましては、一般質問の中でもありましたように、栄村に既に設置されておりますフランセーズ悠さかえが、増床部分のうちの17床が2月7日ですか、現在、埋まっていないと、こういう問題は、私はやはり黙過できない問題だと思います。この問題は即刻やはり解決していただきたいと思えます。

同時に、こういう問題を放置した状況の中で、民設民営ということになるとするならば、地域住民の不安は増幅しかねないというふうに思うわけであります。そういう点で、新しい特別養護老人ホームが民設民営で、住民からも、そしてまた地域の活性化に役立つような、地域条件をしっかりとやはり選考基準の中でも明確にさせていただいてですね、地域の経済、あるいはまた雇用の促進に、そしてまた地産地消というふうにして、公の機関自身が地域経済の向上に大いに力を発揮すべきものだというふうに思います。

それから、2号から9号までにつきましては、先ほどもお話し、質問はいたしましたけれども、やはり関係者の皆さん方の努力ですね、嘱託職員の待遇改善が進んでいるということは、私自身も承知しております。しかし、やはりそういうふうな中にもかかわらず、まだ介護職員をはじめとする、特に調理師の皆さん方の待遇が極めて劣悪だというふうに思います。こういう点につきましては、ぜひ今後の中で十分やはり連合長はじめ関係者皆さん方から前向きにご検討いただきまして、そして改善をされることを強く要望するものであります。

それから、10号の公平委員会ですね、この人事につきましては、全協でも申し上げたんですけれども、いずれにいたしましても、公平委員会は介護職場だけではありませんけれども、やはり今行政の皆さん方が男女平等という中で、職場でも大変進出されているわけであります。そういう点からいたしましても、女性の声ややはりしっかり公平委員会で受け入れられると、やはり女性の皆さん方は同性の方がいいという側面もなきにしもあらずだと思いますから、そういう点で今回につきましては万やむを得ないものとして認めますけれども、今後におきましては、こういう点につきまして十分考慮し、同時にまた実践をしていただきますことを強く要望いたしまして、賛成討論といたします。以上であります。

議長（久保田幸治君） 以上で討論は終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議案第1号 平成23年度一般会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長（久保田幸治君） 起立全員であります。よって、議案第1号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 平成23年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(久保田幸治君) 起立全員であります。よって、議案第2号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 平成23年度特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(久保田幸治君) 起立全員であります。よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 平成23年度養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(久保田幸治君) 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 平成23年度特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。議案第5号について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(久保田幸治君) 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 平成23年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。議案第6号について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(久保田幸治君) 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 平成23年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。議案第7号について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(久保田幸治君) 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 平成23年度特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。議案第8号について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(久保田幸治君) 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 平成23年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。議案第9号について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(久保田幸治君) 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 公平委員会委員の選任の同意について採決いたします。

お諮りいたします。議案第10号について、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(久保田幸治君) 起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり同意されました。

議長（久保田幸治君） 以上で、予定した議事はすべて終了いたしました。

ここで広域連合長からあいさつがあります。

小田切広域連合長。

（広域連合長 小田切治世君 登壇）

広域連合長（小田切治世君） 平成23年第1回議会定例会の閉会に当たり、一言御礼のあいさつを申し上げます。

2月8日に開会し、本日までの7日間にわたっての会期中、議員各位におかれましては慎重にご審議いただき、上程を申しあげました各議案とも、それぞれお認めいただきました。まことにありがとうございます。

今後とも広域連合として、各市町村と連携を図りながら、特別養護老人ホーム入所待機者の解消など、地域福祉の向上はもとより、地域経済の発展に向けた事業促進に努めてまいりたいと考えております。

議員各位におかれましては、北信地域発展のため、今後ともより一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、ご健勝とご活躍をご祈念申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

4 閉 会

議長（久保田幸治君） 以上をもちまして、平成23年第1回北信広域連合議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（閉 会） （午後 5時12分）

以上会議のてん末を記載し、相違ないことを証明するためここに署名する。

平成23年2月14日

北信広域連合議会

議 長 久保田 幸 治

署名議員 石 澤 正

署名議員 水 野 晴 光